

鳥取県教育振興基本計画別冊

平成25年度

「アクションプラン」

平成25年3月27日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育振興基本計画（H21～H25）

基本理念

「自立した 心豊かな 人づくり」

【鳥取県教育のめざす人間像】

「自立して」生きていく人

▽ 「自立して」生きていく

- ・生きていくために、必要な知識・技能・教養などを身につけ、学び続ける人
- ・自ら考え、判断し、実行する力を身につけた人
- ・自らの個性、特性を大切にしつつ、夢や希望に向かって主体的に生きていく人

▽ 「社会の中で、社会を支えて」生きていく

- ・社会の一員としての自覚を持ち、規範意識や社会のルール・マナーを身につけた人
- ・社会の様々な場面において、人々との関わりを大切にしながら、主体的に活動したり、貢献する人

「心豊かに」生きていく人

▽ 「健やかで、心豊かに」生きていく

- ・心や体の健康を大切にし、進んで健康づくりに取り組む人
- ・優しさや思いやり、たくましさ、感動する心、コミュニケーション能力、勤勉さや忍耐力などの豊かな人間性を身につけた人
- ・文化・芸術活動、スポーツ活動、読書活動、奉仕活動などを通じて心豊かに生きていく人

▽ 「ふるさと鳥取県に誇りを持ち、一人ひとりを大切にして」生きていく

- ・地域、ふるさとに愛着や誇りを持ち、仕事や活動を通じて地域やふるさとに貢献する人
- ・美しい自然、歴史と伝統を守り次代に受け継ぐ人
- ・自他ともに尊重し、他者の立場や人権を大切にする人

| | |
|--|----------------------------------|
| 目 次 | = H21～25の5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 = |
| I 平成25年度施策の重点事業 | 1 |
| II 平成25年度アクションプラン | |
| 1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり | 6 |
| 【施策目標】 (1)社会全体（学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政） で取り組む教育の推進 | 6 |
| (2)教育の原点である家庭教育の充実 | 7 |
| (3)活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援 | 8 |
| 2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進 | 10 |
| 【施策目標】 (1)学力向上の推進 | 10 |
| (2)豊かな人間性、社会性の育成 | 14 |
| (3)健やかな心身の育成 | 17 |
| (4)社会の進展に対応できる教育の推進 | 19 |
| (5)幼児教育の充実 | 20 |
| (6)特別支援教育の充実 | 21 |
| 3 学校教育を支える教育環境の充実 | 24 |
| 【施策目標】 (1)児童・生徒減少期における学校の在り方 | 24 |
| (2)教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進 | 24 |
| (3)使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置 | 26 |
| (4)安全・安心な教育環境の整備 | 26 |
| (5)私立学校への支援の充実 | 28 |
| 4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用 | 30 |
| 【施策目標】 (1)文化・芸術活動の一層の振興 | 30 |
| (2)文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり | 31 |
| 5 スポーツの振興 | 32 |
| 【施策目標】 (1)心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築 | 32 |
| 6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり | 34 |
| 【施策目標】 (1)県民との協働による開かれた教育行政の推進 | 34 |
| (2)市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進 | 34 |
| 参考 数値目標一覧 | 36 |

平成25年度施策の重点事業

| 施策の方向性1：生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり | | |
|--|------------------------|---|
| 施策目標 | 目指すところ | 重点事業・取組 |
| (1) 社会全体（学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政）で取り組む教育の推進 | ①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上 | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携） |
| | | 学校支援ボランティアの全県展開 |
| | | 学校支援ボランティアの全県展開 |
| | ③学びの主体者を育成 | とっとり県民カレッジ事業 |
| | | 人権尊重のまちづくりの推進支援 |
| | | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携） |
| | | とっとりふれあい家庭教育応援事業 |
| (2) 教育の原点である家庭教育の充実 | ①家庭の教育力の向上 | 企業との連携による家庭教育推進事業 |
| | | とっとり県民カレッジ事業 |
| | ②社会全体による家庭教育の支援 | 各地区での社会教育担当者研修の実施（社会教育担当者会研修会の開催、西部地区社会教育担当者研究協議会研修会の開催） |
| | | 人権尊重のまちづくりの推進支援 |
| | | 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト |
| | | 船上山少年自然の家・大山青年の家の利用促進 |
| | | 図書館ビジネス支援推進事業 |
| (3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援 | ④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進 | 企画展開催費 |
| | | 博物館普及事業費 |
| | | 山陰海岸ジオパークの魅力を伝えるソフト事業の充実（再審査も視野に入れた戦略的充実）・山陰海岸ジオパーク拠点施設の学習館拡充 |
| | ⑥博物館機能の充実 | 高等教育機関との連携促進 |
| | | 高等教育機関の公開講座等との連携による、住民の学習機会の拡大 |
| | | 企画展開催費 |
| | | 博物館普及事業費 |

| 施策の方向性2：「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進 | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| 施策目標 | 目指すところ | 重点事業・取組 |
| (1) 学力向上の推進 | ①学校と家庭が協働した学力向上 | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携） |
| | ②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成 | 新時代を拓く学びの創造プロジェクト 地域を担う人財育成事業 生徒と社会がつながる教育推進事業 英語教育の充実（イングリッシュシャワールーム設置事業、英語教育推進室の設置、高校生グローバルチャレンジ） |
| | ③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長 | 鳥取県学力向上戦略本部の設置 市町村との協働による学力向上推進事業 現場の創意工夫による授業改革の推進 |
| | ④教員の授業力向上 | エキスパート教員の育成・活用 学校支援体制の強化（学校訪問型研修の充実、教員のネットワークづくり支援） |
| | ⑤カリキュラム改善 | ＩＣＴを活用した学習環境の研究 地域を担う人財育成事業 |
| | ⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える | とっとりキッズ・理科大好きプロジェクト サイエンス教育の推進 未来につながるものづくり支援事業 |
| (2) 豊かな人間性、社会性の育成 | ①道徳教育や人権教育の充実 | 道徳教育推進事業 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 |
| | ②読書活動の推進 | 司書教諭の全校配置 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト |
| | ③体験活動・文化芸術活動の充実 | 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会準備事業 船上山少年自然の家・大山青年の家の利用促進 山陰海岸ジオパークアドベンチャースクール 「とっとりの文化遺産」魅力発掘・知的好奇心アップ事業 「とっとり弥生の王国」普及活用事業 |
| | ④不登校・いじめ問題等への取組 | いじめ・不登校総合対策センター設置事業（いじめ相談窓口等の充実） いじめ事案を事例にした学校管理職危機管理研修（訓練）の実施（教職員研修の充実） 学校訪問型研修支援等（出かけるセンター）によるいじめ対応研修の充実 いじめを生まない子どもたちの人間関係づくりの取組充実 hyper-QUの分析結果を活用した子どもたちの個別指導の充実 専門家等を活用した相談体制の充実（スクールカウンセラー・SSWの配置拡大、「子どもと親の相談員」の配置、児童生徒の自立支援サポート事業、いじめの芽を摘む心のケア支援） 関係機関のネットワークの構築 生徒指導・進路指導総合推進事業 いじめ問題対策事業（私立中・高等学校） |

| | | |
|----------------------|--|--|
| (3) 健やかな心身の育成 | ①学校体育の充実 | 体力・運動能力調査を活用した現場による課題解決型システムの確立 小学校体育専科教員の配置 |
| | ②健康教育の充実 | 心や性の健康問題対策事業 未来のパパママ育み事業 |
| | ③性教育の充実 | 性教育の充実 |
| | ④薬物乱用防止教育の充実 | 薬物乱用防止教育推進事業 |
| | ⑤食育の推進 | 学校における食育推進事業 |
| (4) 社会の進展に対応できる教育の推進 | ①情報社会を主体的に生きる人材の育成 | 教職員研修事業 |
| | ②環境教育の推進 | TEAS（鳥取県版環境管理システム）の取得促進 |
| | ③鳥取県に愛着を持つた人材の育成 | ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 |
| | ④主体的に行動する人材の育成 | ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 |
| (5) 幼児教育の充実 | ①幼児教育の充実 | 幼児教育充実活性化事業 |
| | ②子育て支援の充実 | 子育て応援市町村交付金事業（市町村子育て支援員配置事業） |
| (6) 特別支援教育の充実 | ①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備 | ICTを活用した学びの支援 |
| | ②特別支援学校のセンター的機能の推進 | 特別支援学校管理・運営事業（特別支援学校地域支援推進事業） |
| | ③幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校での指導・支援の推進 | 高等学校における特別な支援を要する生徒支援ネットワークの構築 |
| | ④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進 | 心の育み支援事業 |
| | ⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実 | 高等学校における特別な支援を要する生徒支援ネットワークの構築事業 特別支援教育総合推進事業 |
| | ⑥移行支援の充実 | 県教育委員会における障がい者就労支援事業 |
| | ⑦教員の専門性の向上 | 特別支援教育振興費 教職員研修事業 |
| | ⑧保護者支援の充実 | 特別支援学校における医療的ケア実施体制検討事業 特別支援学校児童生徒支援事業 |
| | ⑨特別支援教育の普及啓発 | 交流及び共同学習の推進 |

施策の方向性 3：学校教育を支える教育環境の充実

| 施策目標 | 目指すところ | 重点事業・取組 |
|-------------------------------|----------------------|------------------------------------|
| (1) 児童・生徒減少期における学校の在り方 | ①公立小・中学校の在り方 | 少人数学級の継続 |
| | ②今後の高等学校の在り方 | 地域と連携した高等学校の魅力づくり推進・支援事業 |
| (2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進 | ①県民に信頼される学校づくり | 学校支援ボランティアの全県展開 |
| | ②学校組織運営体制の充実 | 県立学校裁量予算事業 |
| | ③教職員の過重負担・多忙感の解消 | 教員の多忙感解消に向けた取組（プロジェクトチーム（仮称）による取組） |
| | | 学校問題解決支援事業 |
| | | 少人数学級の継続 |
| | | 県立学校勤務時間管理サポートシステム整備事業 |
| | ④教職員の精神性疾患への対応 | 教職員健康管理事業費 |
| | | 教職員心の健康対策事業費 |
| (3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置 | ①教員の資質向上や指導力・授業力の向上 | 土曜日講座の開講等、教員の自発的研修支援の充実 |
| | | 研修を通じた教員のネットワークづくり |
| | | 学校の要請に応じた出かける研修の充実・学校現場でのOJTの充実支援 |
| (4) 安全・安心な教育環境の整備 | ①公立学校の耐震化 | 県立学校耐震化推進事業 |
| | ②学校内外の安全確保 | さわやかな学校環境創出事業 |
| | | 学校における防災教育推進事業 |
| | | 学校・家庭・地域連携学校安全体制推進事業 |
| | ③安全・安心な学校給食 | 防災教育コーディネーターの配置 |
| | | 学校における食育推進事業 |
| | | 学校給食モニタリング事業 |
| | ④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進 | 学校図書館司書教諭の養成 |
| | ⑤修学資金の支援 | 奨学金の貸与 |
| | ⑥校庭の芝生化 | 県立学校校庭芝生化推進事業 |
| (5) 私立学校への支援の充実 | ①私立学校の振興 | 私立幼稚園運営費補助金 |
| | | 特別支援教育推進事業 |
| | | 私立学校教育振興補助金 |
| | | 私立高等学校等特別支援教育サポート事業 |
| | ②学校経営の健全性の向上・入学者確保 | 私立幼稚園保育料軽減事業 |
| | | 私立幼稚園運営費補助金 |
| | | 私立学校教育振興補助金 |
| | ③私立学校の耐震化 | 私立高等学校等改築事業 |
| | | 私立学校施設整備費補助金 |

施策の方向性 4：文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

| 施策目標 | 目指すところ | 重点事業・取組 |
|-----------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| (1) 文化・芸術活動の一層の振興 | ①文化・芸術振興による地域の「創造性」の向上 | 高校生まんが王国鳥取応援団事業 |
| | | 「とっとりアートスタート」推進事業 |
| (2) 文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり | ①文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり | 「とっとりの文化遺産」魅力発掘・知的好奇心アップ事業 |
| | | 「とっとり弥生の王国」普及活用事業 |
| | | 鳥取県文化財防災・防犯対策事業 |

施策の方向性 5：スポーツの振興

| 施策目標 | 目指すところ | 重点事業・取組 |
|-------------------------|----------------------|---------------------------------|
| (1) 心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築 | ①少年期のスポーツ活動の適正化 | 体力・運動能力調査を活用した現場による課題解決型システムの確立 |
| | | 小学校体育専科教員の配置 |
| | ②生涯スポーツ社会の実現 | スポーツ審議会の開催 |
| | ③トップアスリートの育成（競技力の向上） | 競技力向上対策事業 |

施策の方向性 6：鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

| 施策目標 | 目指すところ | 重点事業・取組 |
|-----------------------------------|----------------------|--------------------------------|
| (1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進 | ①県民とともに進める開かれた教育行政 | 知りたい！聞きたい！開かれた教育づくり事業 |
| | ②教育問題等への迅速かつ的確な対応 | 教育審議会費 |
| | ③鳥取県教育振興基本計画の確実な推進 | 教育企画費（教育振興基本計画の確実な推進） |
| (2) 市町村、国、高等教育機関などの関係機関との連携・協力の推進 | ①市町村との連携・協力体制の充実 | 教育企画費（市町村教育委員研修の実施等） |
| | | 教育企画費（高等教育機関との連携推進） |
| | ②高等教育機関との連携・協力の一層の推進 | 高等教育機関の公開講座等との連携による、住民の学習機会の拡大 |
| | | 高等教育機関等支援事業 |

平成25年度鳥取県教育振興基本計画アクションプラン

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

(1) 社会全体（学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政）で取り組む教育の推進

①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上

○地域の教育環境や人材など教育資源の有効活用

- ・公民館等が地域の教育環境や人材などの教育資源を有効に活用し、各世代が子どもと接点を持ちながら地域の教育力の向上につながる取組みを推進できるよう支援します。

○社会教育関係団体のネットワーク化と活動の活性化

- ・PTAをはじめとする社会教育関係団体のネットワーク化を推進するとともに、活動の活性化を図ります。

○社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成と地域全体で子どもを支える取組みの促進

- ・全ての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、企業等も含めた社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成するとともに、地域全体で子どもを支える取組みを促進します。

○青少年を有害情報から守る取組促進

- ・青少年を健全に育成する環境をつくるため、メディア等による有害情報から守る取組みを促進します。

○親や大人がモデルを示す運動の推進【再掲】(2)

- ・青少年の健全育成には、親や大人の役割や責任も大きいことから、大人自身が自らの生き方を見直し、実際の行動に結びつける運動を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---|-------------------|---|
| 保護者と連携した生活習慣づくり (心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携) | 教育総務課 家庭・地域教育課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組みや啓発活動を実施する。【再掲】(2)①】 |
| 学校支援ボランティアの全県展開 | 小中学校課 家庭・地域教育課 | 小・中学校の求めに応じて、地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの学校の支援活動を実施する。【再掲】(1)②】 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 家庭・地域教育課 | 放課後や週末に地域の方々の参画を得て、子ども達と勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 |
| 社会教育団体による地域づくり支援事業 | 家庭・地域教育課 | 社会教育団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。 |
| とつとりふれあい家庭教育応援事業 | 家庭・地域教育課 | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲】(2)①】 |
| 企業との連携による家庭教育推進事業 | 家庭・地域教育課 | 保護者である従業員が子育てしやすく、また、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、子育てしやすい職場環境等の整備を促進する。【再掲】(2)②】 |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 | 家庭・地域教育課 | 携帯電話やインターネットとのより良い接し方について、保護者や児童生徒に教育啓発を実施する。 |

②地域全体による学校支援

○地域の教育環境や人材など教育資源の有効活用

- ・公民館等が地域の教育環境や人材などの教育資源を有効に活用し、各世代が子どもと接点を持ちながら地域の教育力の向上につながる取組みを推進できるよう支援します。

○社会教育関係団体のネットワーク化と活動の活性化

- ・PTAをはじめとする社会教育関係団体のネットワーク化を推進するとともに、活動の活性化を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------|-------------------|--|
| 学校支援ボランティアの全県展開 | 小中学校課 家庭・地域教育課 | 小・中学校の求めに応じて、地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの学校の支援活動を実施する。 |
| 社会教育団体による地域づくり支援事業 | 家庭・地域教育課 | 社会教育団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。【再掲】(1)①】 |
| 学社連携による生涯学習の推進 | 各教育局 | 【東部教育局】 ・保護者説明会、地域連携など学校に役立つ情報提供や保護者会などのワークショップを行う。 【中部教育局】 ・学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。 【西部教育局】 ・学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。 |

| | | |
|----------------------------|---------|---|
| 関係団体等と連携した親や大人がモデルを示す運動の展開 | 青少年・家庭課 | 青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し意識啓発を図る。 |
|----------------------------|---------|---|

③学びの主体者を育成

○人権学習の推進【再掲1-(3)】

- ・社会全体で人権教育に取り組み、一人ひとりがより良い生き方について考え、それを実現しようとする権利の主体者を育てるにより、人権尊重のまちづくりを進めます。

○今日的課題についての生涯学習機会の提供【再掲1-(3)】

- ・男女共同参画社会の実現に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------------|----------|---|
| とっとり県民カレッジ事業 | 家庭・地域教育課 | 様々な教育機関と連携しながら、体系的、総合的な学習機会を提供し、いつでも、どこでも学ぶことができる環境づくりを行う。【再掲1(3)①】 |
| 人権尊重のまちづくりの推進支援 | 人権教育課 | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人ひとりが主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、人権学習の充実に対する支援を行う。【再掲1(3)②】 |
| 社会人権教育振興事業 | 人権教育課 | 県内の社会人権教育活動の充実を図るために、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対し、支援を行う。【再掲1(3)②】 |
| 中部地区社会・人権同和教育担当者会研修会の開催 | 中部教育局 | 人権教育担当者、推進者等と共に課題解決に向けた研修を行う。【再掲1(3)②】 |
| 西部地区人権・同和教育振興会議研修会の開催 | 西部教育局 | 西部地区内のPTA人権教育推進部員、行政や社会教育及び類似施設職員等対象の研修会を実施し、指導力向上に努める。【再掲1(3)②】 |

(2) 教育の原点である家庭教育の充実

①家庭の教育力の向上

○家庭における学びの習慣づくり【再掲2-(1)】

- ・家庭での学習習慣や基本的生活習慣が、子どもの学力に大きな影響を及ぼしていることを周知し、学校と家庭が協力した学力向上や家庭における学びの習慣づくりに関する施策を展開します。
- ・家庭学習記録ノートなどにより、家庭での自学自習の習慣化を促します。
- ・予習・復習を求める授業を展開します。

○家庭教育に関する親の多様な学びの場の充実

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的な人材育成などを関係機関が連携して行い、多様な学びの場を創出します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---|-------------------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携） | 教育総務課 家庭・地域教育課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組みや啓発活動を実施する。 |
| とっとりふれあい家庭教育応援事業 | 家庭・地域教育課 | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。 |
| 家庭教育支援事業 | 家庭・地域教育課 | 家庭教育支援チームによる相談や支援、親への学習機会を提供する。 |
| PTAと連携した家庭教育の充実 | 東部教育局 | PTA関係団体と連携し、子どもたちの基本的生活習慣の習慣化を図るため、家庭での「お手伝い」を例としたワークショップを行う。 |

②社会全体による家庭教育の支援

○幼稚園・保育所等を活用した子育て支援の促進

- ・幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターが有する人的・物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などにより子育ての支援を促進します。

○企業による家庭教育支援の促進

- ・新たな家庭教育推進協力企業の増加と、協定締結企業の取組の継続を目指すとともに、男女共同参画推進企業認定制度など他制度等との連携により、企業による家庭教育の支援を促進します。

○親や大人がモデルを示す運動の推進【再掲1-(1)】

- ・青少年の健全育成には、親や大人の役割や責任も大きいことから、大人自身が自らの生き方を見直し、実際の行動に結びつける運動を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------------------|----------|---|
| 企業との連携による家庭教育推進事業 | 家庭・地域教育課 | 保護者である従業員が子育てしやすく、また、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、子育てしやすい職場環境等の整備を促進する。 |
| 家庭教育相談事業 | 家庭・地域教育課 | 家庭教育全般にわたり、乳幼児・小学生・中学生・高校生を持つ親や本人からの電話等による相談に応じる。 |
| とっとりふれあい家庭教育応援事業 | 家庭・地域教育課 | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲1(2)①】 |
| 関係団体等と連携した親や大人がモデルを示す運動の展開 | 青少年・家庭課 | 青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し意識啓発を図る。【再掲1(1)②】 |

(3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援

①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供

○生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供

- ・公民館活動の支援やとっとり県民カレッジの振興等を通じ、より多くの世代が生涯にわたって学べる場を提供するとともに、学習成果を、地域や家庭などに還元しながら、様々な社会問題の解決に向けた取組みを実践したり、豊かな人生を送ることができる人が増加する取組みを進めます。

- ・男女共同参画社会の実現に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。【再掲1-(1)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------------|----------------|---|
| とっとり県民カレッジ事業 | 家庭・地域教育課 | 様々な教育機関と連携しながら、体系的、総合的な学習機会を提供し、いつでも、どこでも学ぶことができる環境づくりを行う。 |
| 生涯学習情報提供事業 | 家庭・地域教育課 | 生涯学習に関する情報をインターネット媒体及び紙媒体により発信・提供する。 |
| 社会教育担当者会研修会の開催 | 東部教育局 中部教育局 | 各市町の社会教育担当者と共に、課題解決に向けた研修を行う。 |
| 西部地区社会教育担当者研究協議会研修会の開催 | 西部教育局 | <ul style="list-style-type: none"> ・西部地区の社会教育関係者が一堂に会し課題解決に向けた研修を行う。 ・西部地区社会教育担当者研究協議会に6部会を設置し、各部の充実と連携による新たな事業展開を図る。 |
| 学社連携による生涯学習の推進 | 各教育局 | <p>【東部教育局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者説明会、地域連携など学校に役立つ情報提供や保護者会などのワークショップを行う。 <p>【中部教育局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。 <p>【西部教育局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。 <p>【再掲1(1)②】</p> |
| 生涯学習だより「わくわく中部」の発行 | 中部教育局 | 生涯学習・社会教育に係る様々な情報提供を行う。 |

②人権学習の推進

○人権学習の推進【再掲1-(1)】

- ・社会全体で人権教育に取り組み、一人ひとりがより良い生き方について考え、それを実現しようとする権利の主体者を育てるにより、人権尊重のまちづくりを進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------------|-------|--|
| 人権尊重のまちづくりの推進支援 | 人権教育課 | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人ひとりが主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、人権学習の充実に対する支援を行う。 |
| 社会人権教育振興事業 | 人権教育課 | 県内の社会人権教育活動の充実を図るために、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対し、支援を行う。 |
| 中部地区社会人権・同和教育担当者会研修会の開催 | 中部教育局 | 各市町の人権教育担当者、推進者等と共に課題解決に向けた研修を行う。 |
| 西部地区人権・同和教育振興会議研修会の開催 | 西部教育局 | 西部地区内のPTA人権教育推進部員、行政や社会教育及び類似施設職員等対象の研修会を実施し、指導力向上に努める。 |

③読書活動の推進による知の地域づくり

○読書活動の推進による知の地域づくり

- ・読書活動の推進キャンペーンの実施などにより、子どもから大人まで幅広い世代への読書活動の浸透を図るとともに、県民が本や活字に親しむ社会的気運を醸成し、「知の地域づくり」を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------|---|
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 家庭・地域教育課 | 研修会の実施や子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行う。【再掲2(2)②】 |

④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進

○公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進

- ・公民館をはじめとする社会教育施設が地域が抱える様々な課題や社会的ニーズに応じた学習に対応し、地域における「学習」の拠点、「人づくり・地域づくり」の拠点として機能するよう支援します。特に、高校生をはじめとする青少年が積極的に関わることができるような取組みを推進します。
- ・「鳥取県における公民館振興策（H20.8.19策定）」を推進します。
- ・船上山少年自然の家や大山青年の家においては、幼児や高齢者にも対応したプログラムの開発や利用団体のニーズに対応した体験学習の充実などにより、あらゆる世代の利用促進を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------------|----------|--|
| 船上山少年自然の家・大山青年の家の利用促進 | 家庭・地域教育課 | 自然を利活用し、青少年等に対して様々な体験活動を提供している船上山少年自然の家及び大山青年の家の利用促進を図る。 |
| 県市町村社会教育振興事業 | 家庭・地域教育課 | 各種研修会や社会教育主事養成講座、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の資質向上を図る。 |
| 生涯学習センター運営費 | 家庭・地域教育課 | 指定管理者に生涯学習及び社会教育の施設の管理運営を委託する。 |

⑤図書館機能の充実

○図書館機能の充実

『県民に役立ち地域に貢献する図書館』を目指し、「仕事と生活に役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「地域文化を育む図書館」としての機能を充実します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------|-------|---|
| 鳥取県こども未来基金費 | 教育総務課 | ふるさと納税制度により本県に寄附された寄附金を、「鳥取県こども未来基金」に積み立て、子どもの読書活動やジュニアスポーツの振興等の経費に基金を取り崩し、充当する。【再掲2(3)①】 |
| 図書館ビジネス支援推進事業 | 図書館 | 図書館が提供する高度なビジネス情報が、企業の経営戦略の中で、どのように活用できるのか、フォーラムや、セミナー、漫画を使った広報等をとおして、県民、特に企業関係者にPRし、活用を図る。 |
| くらしに役立つ図書館推進事業 | 図書館 | 図書館が所蔵する多様な資料や専門職としての司書の能力を最大限に生かし、地域の情報拠点として、県民の情報要求に応え、県民の生活課題に即した情報提供を実現する。 |
| 郷土情報発信事業 | 図書館 | すぐれた郷土資料（地域資料）の収集・保存を進め、後世へ伝えるとともに、郷土資料の普及・啓発、郷土関係文学者情報の発信を行う。 |
| 子ども読書活動推進事業 | 図書館 | 子どもの読書推進を図り、子どもの学ぶ意欲を育てるために、公共図書館職員、幼稚園・保育所職員、学校図書館職員等を対象とした講座の開催やブックリストの作成を行う。 |
| 環日本海図書館交流事業 | 図書館 | 環日本海諸国（地域）に関する資料収集・情報発進、図書館との図書交換等を行い、県民の交流や異文化理解を支援する。 |

| | | |
|------------------|-----|---|
| 市町村・学校図書館等協力支援事業 | 図書館 | 市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、県立病院図書室、県内協力機関等の県内図書館ネットワークの要として県全体の図書館サービスの高度化を図る。 |
|------------------|-----|---|

⑥博物館機能の充実

○博物館機能の充実

- ・本県の自然、歴史、民俗、美術等について、展示、講演、体験活動等により、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」づくりを推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------------|-----|---|
| 企画展開催費 | 博物館 | 鳥取県の自然・歴史・美術に関するものや世界的・全国的に貴重なものについて、資料や作品、研究成果等を企画展として広く県民に紹介する。 |
| 博物館普及事業費 | 博物館 | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。 |
| 山陰海岸ジオパークの魅力を伝えるソフト事業の充実 | 博物館 | 山陰海岸ジオパークの魅力を楽しく学ぶ講座の開催や山陰海岸ジオパークの3D映像資料を追加制作する。 |
| 山陰海岸ジオパーク拠点施設の学習館拡充（再審査も視野に入れた戦略的充実） | 博物館 | 山陰海岸ジオパークの拠点施設として、今後のあるべき姿と方策を検討するとともに、案内標識や収蔵資料等保管庫の設置、駐車場拡張など環境整備を行う。 |
| 自然、人文、美術事業費 | 博物館 | 自然、人文、美術資料の収集、修復や調査・研究を行い、その成果を各種展示や教育普及活動に反映するとともに、常設展示等で紹介する。 |
| 博物館運営費 | 博物館 | 博物館及び山陰海岸学習館の維持管理や収蔵資料の適正管理を行う。 |
| デジタルミュージアム推進事業 | 博物館 | 調査で収集した県内約700組の狛犬のデータと画像をインターネット公開し、新たな「鳥取の魅力」として情報発信する。 |
| 第10次郷土観定点資料収集事業 | 博物館 | 郷土の変化を視覚的かつ的確に理解するため、5年ごとに同一地点（定点）の写真撮影を行い、その写真を歴史資料として収集・保存する。 |
| 博物館交流事業 | 博物館 | 中国、韓国、ロシアの博物館と職員の相互派遣などを通じて相互の博物館交流について意見交換等を行う。 |

⑦高等教育機関との連携促進

○高等教育機関との連携促進

- ・高等教育機関の公開講座等との連携を図り、住民が学習する機会拡大に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|-----|---|
| 高等教育機関の公開講座等との連携による、住民の学習機会の拡大 | 図書館 | 大学とのタイアップによる講座（鳥取大学サイエンスアカデミー、鳥取環境大学公開講座）の実施や鳥取大学地域貢献事業への協力を図る。 |

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(1) 学力向上の推進

①学校と家庭が協働した学力向上

○家庭における学びの習慣づくり【再掲1-(2)】

- ・家庭での学習習慣や基本的生活習慣が、子どもの学力に大きな影響を及ぼしていることを周知し、学校と家庭が協力した学力向上や家庭における学びの習慣づくりに関する施策を展開します。
- ・家庭学習記録ノートなどにより、家庭での自学自習の習慣化を促します。
- ・予習・復習を求める授業を展開します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--|-------------------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり（心からだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携） | 教育総務課 家庭・地域教育課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心からだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組みや啓発活動を実施する。【再掲1(2)①】 |

②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

○児童生徒の目的意識の育成

- ・地域や企業との協働により、鳥取県の経済や地域産業、その他社会の動向についての体験活動や探究的な学習を深め、みんなが自らの問題として考える機運を醸成することにより、児童生徒の望ましい進路意識や勤労観・職業観を育てます。
- ・先輩や企業経営者などによる「進路講演会」や「生きる意味を考える講演会」の開催など、児童生徒に、自らの進路を考えさせる取組みを推進します。
- ・中学生の高校訪問、高校生の大学訪問や、高等学校教員の中学校での授業、大学教員の高等学校での授業など、中学校・高等学校・大学が連携した取組みを充実することにより、生徒の上級学校への進学意欲を高めます。
- ・読書活動を通して、児童生徒が自らの将来に夢や目標を抱く取組みを推進します。
- ・児童生徒が科学やものづくりに触れ、そのすばらしさを体験し、科学的思考力などを養う機会を増やします。
- ・頑張る大人の姿を見せることをとおして望ましい勤労観を身に付けさせるなど、児童生徒の進路指導やキャリア教育の充実を図ります。
- ・一人ひとりの生徒に応じた、きめ細かな進路指導や科目選択指導を行います。
- ・就職に必要な資格取得を促進します。

○少人数学級の継続【再掲3-(2)】

- ・きめ細やかな指導による学力の定着と増加していく授業不成立や学校不適応等の問題に対応していくために、少人数学級を継続します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--|----------------|--|
| 新時代を拓く学びの創造プロジェクト | 高等学校課 | 平成23年度から設置している高等学校学力向上推進委員会において、高校生の学力の課題の把握、分析及び指導方法の研究等を実施するとともに、最新の学習科学の知見に基づく学習理論研修や学校への講師派遣を通じて授業改革及び学校改革を推進し、本県高校生が進路目標を実現できる学力の育成を図る。 |
| 地域を担う人財育成事業 | 高等学校課 | 経済・産業構造や就業構造の変化及び産業界のニーズにあった担い手育成に向け、具体的な施策の立案や教育プログラムを実施するために、産業界と学校のネットワークを構築し、早期離職防止対策などを検討する。活動成果発表会の開催により、専門高校の取組を各学校間で共有したり、専門高校の生徒を対象にした講座を鳥取大学と連携して開催し、切磋琢磨の機会とする。 |
| 生徒と社会がつながる教育推進事業 | 高等学校課 | 学校が、家庭や地域・社会、経済団体等の関係機関と連携し、将来自立した社会人となるための基盤づくりの一助とする。 |
| 地域と連携した高等学校の魅力づくり推進・支援事業 | 高等学校課 | 中山間地域の高校において、高校と地域等が連携して高校の活性化を図るために取組を行い、特色や魅力のある高校づくりを推進する。 |
| 英語教育の充実（イングリッシュシャワールーム設置事業、英語教育推進室の設置、高校生グローバルチャレンジ） | 小中学校課 高等学校課 | 「小・中・高一貫して見通しを持った英語教育」を推進するために、組織的・計画的に英語教育を推進する体制を構築し、中学校の空き教室等を利用して日常的に英語に触れることができる場所（イングリッシュシャワールーム）の設置や鳥取環境大学英語村を活用した1日英語村体験事業、高校生に留学などの海外体験をする機会を提供することで、鳥取県の子どもたちの英語力を向上させる。 |
| 少人数学級の継続 | 小中学校課 | 市町村と協力して少人数学級を継続する。【再掲3(1)①】 |
| 未来を拓く学力形成事業 | 高等学校課 | 学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。 |
| キャリア発達支援事業 | 高等学校課 | 生徒が将来への明確な目標を持ち、社会人・職業人として自立していくように、社会のニーズ等を踏まえ、生徒一人ひとりの特性に応じた進路指導の改善や資格取得の促進を行う。 |
| 中学校のための高等学校理解促進事業 | 高等学校課 | 中学生や保護者及び中学校の教員等の高等学校に対する理解促進を図るために、参観週間等の実施や進路指導資料の作成・配付を行う。 |
| 企業との連携による家庭教育推進事業 | 家庭・地域教育課 | 保護者である従業員が子育てしやすく、また、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、子育てしやすい職場環境等の整備を促進する。【再掲1(2)②】 |
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 家庭・地域教育課 | 研修会の実施や子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行う。【再掲2(2)②】 |

③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長

○基礎学力の確実な定着とさらなる伸長

- ・長期休業日の弾力化や授業時間の弹力的な設定により、学習時間を確保します。
- ・児童生徒の理解や求めに応じて、各校における放課後学習・補充授業を推進します。
- ・学習課題やその達成状況に応じて、少人数指導による授業やチームティーチングなど一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を推進します。
- ・授業等に大学生ボランティアを活用する学校教育ボランティア制度を推進します。
- ・幼保小中高大が連携した取組の充実により、基礎学力の定着を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|---|---|
| 鳥取県学力向上戦略本部の設置 | 小中学校課 高等学校課 家庭・地域 教育課 教育総務課 | 県教委、市町村教委、学校、PTA等が連携し、教育理念を共有し、小から高までの学校教育段階での学力向上策の検討及び実践を図る。 |
| 市町村との協働による学力向上推進事業 | 小中学校課 | 小中学校9年間を通した学力向上を図るために、計画・実施・評価・改善プランを明確にして、授業改革等の学力向上策に取り組む中学校区を、市町村と県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及する。 |
| 現場の創意工夫による授業改革の推進 | 小中学校課 高等学校課 | 小中学校では、「少人数学級を活かす学びと指導の創造事業」の指定中学校区（21校区）と教育研究団体（17教科部会）での実践研究を推進し、全県に広く授業を公開してその成果を波及する。高校では、最新の学習科学の知見に基づく学習理論研修や学校への講師派遣を通じ、授業改革及び学校改革を推進し、進路目標を実現できる学力の育成を図る。 |
| 教育企画費 | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。【再掲6(2)①】 |
| 学力向上実践研究推進事業 | 小中学校課 | 学力定着に問題を抱える学校に対する重点的・包括的支援に関する調査など、確かな学力の育成に資する市町村教育委員会や学校における実践研究を推進する。 |
| 外国語教育改善指導費 | 高等学校課 | グローバル化した現代社会において必要な外国語教育の充実を図るために、外國語指導助手（ALT）を配置する。また、教科指導力向上を図るために、英語担当教員を英語を母国語とする国に2か月間派遣し研修を行う。 |
| 英語教育推進事業 | 高等学校課 | 「小・中・高一貫して見通しを持った英語教育」を推進するために、英語教育推進室を設置し、組織的・計画的に英語教育に取り組むことで、鳥取県の子どもたちの英語力の向上を図る。 |
| 「学ぶ意欲の向上」を図る授業改善への支援 | 東部教育局 | エキスパート教員の協力を得ながら、言語活動充実を目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校を中心とした授業についての指導・支援を行う。【再掲3(3)①】 |
| 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進 | 東部教育局 中部教育局 西部教育局 | 小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。【再掲3(3)①】 |
| 中部版スクラム教育 | 中部教育局 | 中部地区の各学校、市町教委、局でチームを作り、各学校での学級経営の充実、特色ある研究推進を進め、小中9年間一貫した確かな学力の向上を図る。【再掲3(3)①】 |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | 中学校区の学校づくりの一層の推進のために、小中が一貫した目標を明確化して協働して取り組むための指導助言に努める。【再掲3(3)①】 |

④教員の授業力向上

○教員の授業力向上【再掲3-③】

- ・学習時に望まれる子ども像、教師像及び授業像を具体的な姿として表した「鳥取県スタンダード」やエキスパート教員等を活用し、教員の意識改革や授業改善をより一層進めます。
- ・児童生徒が主体性を持って相互に学び合う「学びの集団づくり」を推進します。
- ・各学校の実態に応じた学力向上や授業改善の方策について、学校教育支援を行える体制を構築します。
- ・小・中・高連携を推進し、学びの連続性を考慮し効果的な指導法を構築します。
- ・モデル校を指定して、授業改善の方策について継続した学校支援を行い、その成果を他校に還元します。
- ・学校の教科活動全体で学校図書館を活用する学習への取組みを推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------------|---------------------------|--|
| エキスパート教員の育成・活用 | 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 | 授業の公開や研修を通して「エキスパート教員」の優れた指導技術を普及させていくことにより、本県教員の指導力向上を図り、エキスパート教員の一層の認定・育成・活用を進める。 |
| 学校支援体制の強化（学校訪問型研修の充実、教員のネットワークづくり支援） | 教育センター | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。 |
| 「未来を拓く」スクラム教育推進事業 | 小中学校課 高等学校課 | 本県教育の重点課題である学力向上の推進のため、モデル地域を指定して、幼保・小・中・高・大が校種の枠を超えてスクラムを組み、一貫性のある教育による先進的な取組を進め、その成果を全県に普及する。 |
| 司書教諭の全校配置 | 小中学校課 | 全小中学校に司書教諭を配置し、読書環境の充実に努める。【再掲2(2)②】 |
| 若手教員授業力向上ゼミナール | 教育センター | 小学校国語・社会、中学校国語を対象教科として、若手教員の実践的指導力の向上を図る研修を実施する。【再掲3(3)①】 |
| 教職員研修事業、学校教育支援事業 | 教育センター | ・教職経験等に応じて職務遂行に必要な資質・指導力の向上をめざした研修を実施する。 ・中堅教員研修及び講師研修の新設 ・学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。【再掲3(3)①】 |
| 未来を拓く学力形成事業 | 高等学校課 | 学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。【再掲2(1)②】 |
| 外部人財活用事業 | 高等学校課 | 地域社会と連携した高等学校教育を推進するため、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する一般の社会人や大学教員を、各教科の一部の領域を教授する講師として招聘する。 |
| 新時代を拓く学びの創造プロジェクト | 高等学校課 | 最新の学習科学の知見に基づく学習理論研修や学校への講師派遣を通じて授業改革及び学校改革を推進し、本県高校生が進路目標を実現できる学力の育成を図る。【再掲2(1)②】 |
| 「園内・校内研修の手引き」（改訂版）の活用 | 東部教育局 | 「園内・校内研修の手引き」の改訂版を作成、配布するとともに、学校訪問などで校内研究会のもち方・内容などについて指導・支援を行う。 |
| 「学ぶ意欲の向上」を図る授業改善への支援 | 東部教育局 | エキスパート教員の協力を得ながら、言語活動の充実を目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校・各中小研究団体を中心とした授業についての指導・支援を行う。【再掲3(3)①】 |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | ・エキスパート教員や若手教員・教科の研究団体との連携を強化して協働して教科の指導方法を普及する。 ・中学校区の研究体制を活性化する授業づくり・研究を推進する。 |

⑤カリキュラム改善

○カリキュラム改善

- ・高等学校の学科・コースを社会のニーズに応じ、新しい社会を創造できるものへ改編します。
- ・地域産業と連携した専門高校のカリキュラム改善を図ります。
- ・体験活動や探究的な学習をカリキュラムに取り入れ、生徒のチャレンジ精神、創造力、コミュニケーション能力などを養成します。
- ・職業人として必要となる資質や能力を自覚させるため、インターンシップを積極的に展開します。
- ・優れた芸術に触れる機会をカリキュラムの中に取り入れることを検討します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------|-------|---|
| I C T を活用した学習環境の研究 | 高等学校課 | 本県が進めている協調学習を中心とした高校の授業改革を更に効果的に進めるため、I C T を活用した協調学習のあり方を静岡大学と共同研究し、全国に先駆けた取組で高校生の学力向上を図る。 |
| 地域を担う人財育成事業 | 高等学校課 | 経済・産業構造や就業構造の変化及び産業界のニーズにあった担い手育成に向け、具体的な施策の立案や教育プログラムを実施するために、産業界と学校のネットワークを構築し、早期離職防止対策などを検討する。活動成果発表会の開催により、専門高校の取組を各学校間で共有したり、専門高校の生徒を対象にした講座を鳥取大学と連携して開催し、切磋琢磨の機会とする。【再掲2(1)②】 |

| | | |
|-----------------------------|-------|--|
| 特例教育課程による地域研究事業 (研究開発事業) | 高等学校課 | 教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、岩美高校を文部科学省「教育研究開発事業」の研究開発学校に指定し、現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法等について、研究開発を行う。 |
| 高等学校改革推進事業 | 高等学校課 | 平成24年10月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）」の個別事項について具体化を図るとともに、平成31年度以降の県立高等学校の在り方の検討も始める。 |

⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える

○進路実現に向けて、一人ひとりの学力を伸ばす教育

- ・自分の思いや意見を言葉で伝える能力を向上させるため、探求（探究）的な学習を行った成果発表会や、各教科等における言語活動などを充実します。
- ・科学技術の発展に寄与するため、理数教育を重視します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------|---|
| とっとりキッズ・理科大好きプロジェクト | 博物館 | 子どもの理科離れが指摘される中、世界的に有名な科学者等の講演等を通して、理科の好きな子どもの育成を図る。 |
| 「科学の甲子園ジュニア」鳥取県大会 | 小中学校課 | 「科学の甲子園ジュニア」全国大会への出場権をかけた科学の競技会を開催することにより、県内の科学分野に関心をもつ中学生の理数系分野の学習意欲の一層の向上を図る。 |
| サイエンス教育の推進 | 教育センター | 小・中学校教員を対象とする観察・実験に関する研究協議会、著名な講師による講話、ワークショップ等を実施し、児童生徒の科学への興味関心を喚起するための教員の理数教科の指導力の向上を図る。 |
| 未来につながるものづくり支援事業 | 教育・学術振興課 | 教えられた手順を理解し実行することに加えて、試行錯誤と実体験に裏打ちされた「考える力」「判断力」「技能」を身につけ、自分で作ったものが、どのように企業や社会に役立つかを見通すことのできる、ものづくり人材の育成を目指し、持続可能な育成システムの検討を行う。また、具体的な育成事業として、中・高校生を対象に従来の研修と異なる、あえて試行錯誤させる研修を実施し、生徒の理科、科学・技術への興味関心、能力を高め、理工系への進学や県内製造業への人材輩出に寄与する。 |
| 楽しむ科学まなび事業 | 教育・学術振興課 | 子どもたちに、身近な科学を体験・実感する、また、最先端の科学に触れるなどの機会を継続的に提供するとともに、興味関心の度合いや成長段階に応じた施策を講じることにより、科学的思考力を高め、次代を担う人材を育成する。 ＜実施内容＞ 数学をテーマとしたイベント、科学実験教室、一流科学者の講演、ものづくり道場（ものづくり指導者の養成等に取組務団体）への支援 |

(2) 豊かな人間性、社会性の育成

①道德教育や人権教育の充実

○道德教育や人権教育の充実

- ・子どもに責任を果たすことの大切さに気づかせたり、社会のルールを学ばせたりするなど幼・小・中・高・特別支援学校での道德教育の一層の推進を図ります。
- ・学級及び学校生活上の人権に係る諸問題の解決に向けた学習とともに、児童生徒自らが人権を身近に捉えられるよう、人権の概念や生命の尊重、学級のルール作り等の学習を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------|-------|--|
| 道徳教育推進事業 | 小中学校課 | 規範意識やいのちを大切にする心、思いやりや夢や希望を大切にする心など、子どもたちの豊かな心を育成するために、道徳の時間を要として、全ての教育活動において道徳教育の指導の充実を図る。 |
| 高校生マナーアップ推進事業 | 高等学校課 | 社会の一員として望ましい在り方・生き方の自覚を促すなどして、高校生の規範意識の向上を図り、高校生が社会の一員であることを自覚し、社会の一員としてふさわしい態度や意識を身につけるため、大人が手本となり県民全体で高校生を見守り育てる運動を展開する。 |
| 人権教育実践事業 | 人権教育課 | 児童生徒の人権意識を効果的に育成するための学校における指導方法等の在り方について、研究指定校・地域で実践的な研究を行い、その成果を全県に普及する。 |

| | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 県立学校人権教育推進支援事業 | 人権教育課 | 児童生徒に人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育てる取組を重視し、人権尊重の視点に立った学校づくりを目指す中で、各学校の課題解決に即した事業に対する支援を実施する。 |
| 学校人権教育振興事業 | 人権教育課 | 学校における人権教育の推進・充実のため、人権教育主任等を対象とした研修会の開催や、学校への指導・助言を行う。 |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | ・市町村教育委員会及び県立学校と連携し、学校及び社会教育における指導者の指導力の向上を図る。 ・幼保小中高特別支援学校における人権教育の確立のための連携を強化する。 ・地域の多様な住民意識に対応した人権教育を推進する。 |

②読書活動の推進

○読書活動の推進

- ・豊かな感性や情緒をはぐくむとともに、豊かな言語力を育成する観点から朝読書をはじめとする読書活動を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------|--|
| 司書教諭の全校配置 | 小中学校課 | 全小中学校に司書教諭を配置し、読書環境の充実に努める。 |
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 家庭・地域教育課 | 研修会の実施や子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行う。 |

③体験活動・文化芸術活動の充実

○体験活動・文化芸術活動の充実

- ・日常的な生活体験を重視するとともに、豊かな心の育成に向けて自然体験、社会体験、宿泊体験等の体験活動を推進し、命や自然を大切にする心、人を思いやるやさしさ、社会性、規範意識などを育成します。
- ・文化・芸術活動の実践者と学校等との連携により、教育現場に児童生徒が文化・芸術に触れ、感性を磨き、創造力、コミュニケーション能力を高める機会を確保します。
- ・文化部活動が充実した活動となるように支援します。
- ・学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化・芸術に触れ、感性を磨く機会を確保し、文化・芸術活動を活性化します。【再掲4-(1)】
- ・国際化社会に対応した外国語教育を充実します。

○郷土を愛する姿勢の育成

- ・ふるさと鳥取のよさを児童生徒に伝えるために、地域の特色を生かし、人材や文化財、歴史、自然等の地域や県にある財産を子どもたちが共有できる取組みを推進します。

○文化財を大切にする機運の醸成【再掲4-(2)】

- ・県民が歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする機運を醸成します。
- ・文化財主事による学校等への出前講座の開催や弥生講座の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--|----------------|--|
| 英語教育の充実（イングリッシュシャワールーム設置事業、英語教育推進室の設置、高校生グローバルチャレンジ） | 小中学校課 高等学校課 | 「小・中・高一貫して見通しを持った英語教育」を推進するため、組織的・計画的に英語教育を推進する体制を構築し、中学校の空き教室等を利用して日常的に英語に触れることができる場所（イングリッシュシャワールーム）の設置や鳥取環境大学英語村を活用した1日英語村体験事業、高校生に留学などの海外体験をする機会を提供することで、鳥取県の子どもたちの英語力を向上させる。【再掲2(1)(2)】 |
| 教育国際交流推進事業 | 教育総務課 | 教育分野における国際化を一層推進するため、関係諸国の地方政府との教育分野での交流を推進する。 |
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課 | 子ども達の鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるため、学校から一定の距離以上離れた小学校の社会科見学を行う場合に、経費の一部を補助する。【再掲2(4)(3)】 |
| 文化芸術活動支援事業 | 高等学校課 | 文化部活動を活性化し、文化芸術活動に対する機運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。また、平成27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向けて、全国レベルの文化部養成と、中学校及び高校の文化部活動の発展・充実を図る。 |
| 定通教育充実事業 | 高等学校課 | 定時制・通信制に在籍する生徒を対象に、集団での生活体験や社会体験活動の充実を図り、基礎学力やコミュニケーション能力の向上を目指す。常勤の教育相談員を配置し、生徒のサポート体制の充実を図る。 |
| 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会準備事業 | 高等学校課 | 平成27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向け、準備委員会を設置し、専門委員会等で開催内容の検討を行う。 |
| 船上山少年自然の家・大山青年の家の利用促進 | 家庭・地域教育課 | 自然を利活用し、青少年等に対して様々な体験活動を提供している船上山少年自然の家及び大山青年の家の利用促進を図る。【再掲1(3)(4)】 |

| | | |
|----------------------------|-----------|---|
| 山陰海岸ジオパークアドベンチャースクール | 家庭・地域教育課 | 山陰海岸ジオパークを活用した自然体験活動と宿泊体験活動をセットにした総合的な体験活動の場を提供する。 |
| 「とっとりの文化遺産」魅力発掘・知的好奇心アップ事業 | 文化財課 | 妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を観光資源としても活用できるようにその魅力の発掘を行うとともに、文化遺産を活かした知的好奇心のアップを図る。また、「たたら」など地域に埋もれている文化遺産の掘り起こしを行う。【再掲4(2)①】 |
| 「とっとり弥生の王国」普及活用事業 | 文化財課 | 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。【再掲4(2)①】 |
| 情報発信「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | 文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会、文化財のガイドブックの刊行などによる情報発信を行う。【再掲4(2)①】 |
| 伝統芸能等支援事業 | 文化財課 | 無形民俗文化財の保存伝承を図るために、民俗芸能フォーラムの開催や民俗芸能大会への民俗芸能団体派遣などを行う。【再掲4(2)①】 |
| 青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業 | 埋蔵文化財センター | 国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行うとともにフォーラム等を開催する。【再掲4(2)①】 |
| 鳥取県の考古学情報発信事業 | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介するリーフレット等により情報発信するとともに、小学校用歴史教材の刊行などを行う。【再掲4(2)①】 |
| 芸術鑑賞教室開催補助金 | 文化政策課 | 県内の高校等の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設で優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。【再掲4(1)①】 |

④不登校・いじめ問題等への取組

○相談体制の充実、関係機関との連携強化

- ・いじめ、不登校や中途退学などの生徒指導上の課題に対応するため、「スクールカウンセラー」、「子どもと親の相談員」等の配置などにより学校における相談体制を充実するとともに、関係機関と連携した取組みを強化します。

○いじめ問題の未然防止に向けた取組みの推進

- ・いじめの問題へ教職員の認識を高め、問題に適切かつ効果的に対応できる体制を整え、未然防止に向けた子どもの社会性の育成、主体的な組織作りや教育活動を支援する取組みを推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--|------------------------------------|--|
| いじめ・不登校総合対策センター設置事業 | いじめ・不登校総合対策センター | 県教委各所属で実施するいじめ・不登校対策の対策のコントロールタワーとして教育センターに「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、対策の充実・強化を図る。 |
| いじめ相談窓口充実 | いじめ・不登校総合対策センター | いじめ相談(電話、メール)の終日対応、相談窓口関係者の会議・研修を開催するなど、いじめ相談の窓口業務の内容を充実する。 |
| いじめ事案を事例にした学校管理職危機管理研修(訓練)の実施 | 教育センター | いじめ事案を事例にして学校管理職を対象とした危機管理研修(訓練)を実施する。 |
| 学校訪問型研修支援等(出かけるセンター)によるいじめ対応研修の充実 | 教育センター | 研修主事等派遣事業、スーパーバイザー派遣事業などにより学校を訪問して行う研修を実施する。 |
| いじめを生まない子どもたちの人間関係づくりの取組充実 | 小中学校課 特別支援教育課 高等學校課 人権教育課 | 公立小中学校では、モデル地域を指定して、hyper-QUを活用しながら、不登校やいじめを生み出さない集団づくりや指導者育成を行い、取組の成果を県下の学校に広げていく。全県立学校ではhyper-QUを実施する。また、公立小中学校のモデル校で、児童生徒の居場所づくり、絆づくりのための人権尊重を基盤とした効果的な教育実践を研究する。 |
| hyper-QUの分析結果を活用した子どもたちの個別指導の充実(子どもたちの社会性を育む事業・心の育み支援事業・いじめ問題支援事業) | 小中学校課 特別支援教育課 高等學校課 | 各学校でのhyper-QU調査を活用したいじめの未然防止・早期対応の取組を指導できるように、指導者研修会を行う。 |
| スクールカウンセラー、SSW(スクールソーシャルワーカー)の配置・拡大(いじめ・不登校対策事業) | 小中学校課 高等學校課 | 児童・生徒の悩みを相談できる体制等を充実させるため、スクールカウンセラー、SSWを配置するとともに、勤務時間・配置拡大を図る。 |
| いじめの芽を摘む心のケア支援 | スポーツ健康教育課 | いじめ・不登校への早期対応や未然防止の支援として、精神科医や臨床心理士等の専門家を学校に派遣する。 |
| 関係機関のネットワークの構築 | 小中学校課 高等學校課 | いじめ問題の解決にあたって、学校が積極的に地域の人材に協力を依頼したり、関係機関に参加を依頼したりすることによって校区内ネットワークを構築するよう促す。また、県立高校では「学校・警察連絡制度」に関する協定の円滑な実施を図る。 |

| | | |
|--------------------------------------|-----------------|---|
| 学校問題解決支援事業 | 教育総務課 | いじめ等の児童・生徒を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士等の専門家の活用や関係機関の連携体制を構築することにより、学校を支援する。【再掲3(2)(3)】 |
| 「子どもと親の相談員」配置事業 (いじめ・不登校対策事業) | 小中学校課 | 児童や保護者が悩み事を気軽に相談できる相談員を、小学校に配置し、不登校や問題行動の早期発見、未然防止を目指す。 |
| 児童生徒の自立支援サポート事業 (いじめ・不登校対策プロジェクト) | 小中学校課 | 家庭的背景や発達障がいなどが原因の不登校に対して、スーパーバイザーに委嘱し、専門的な立場から指導・助言を行う。 |
| 生徒指導・進路指導総合推進事業 | 小中学校課 | 教育支援センターを、不登校対策を目的としたネットワークで結び、センター間での児童生徒の交流、情報交換、事例研究等を行い、学校復帰を目指す。 |
| 教育相談事業 | 教育センター | 幼児児童生徒の教育上の問題、発達及び障がい等に関する学習または養育上の問題について、本人・保護者・教職員等からの相談に応じて支援を行う。 |
| 高等学校における不登校(傾向)生徒等支援事業 | いじめ・不登校総合対策センター | 高等学校等における不登校(傾向)やひきこもりの生徒及び青少年を、学校復帰や社会参加に向けて支援するとともに、不登校(傾向)や中途退学の未然防止に関する取組の充実を図る。 |
| 教職員研修事業 | 教育センター | 基本研修、職務研修、及び専門研修をとおして、いじめの未然防止や対応に係る研修の充実を図る。【再掲3(3)①】 |
| 家庭教育相談事業 | 家庭・地域教育課 | 家庭教育全般にわたり、乳幼児・小学生・中学生・高校生を持つ親や本人からの電話等による相談に応じる。【再掲1(2)②】 |
| 生徒指導(不登校・問題行動への対応)の支援 | 各教育局 | <p>【東部教育局】 保幼小中連携を推進し、生徒指導に係る市町教育委員会訪問・学校訪問を通した課題解決と助言を行う。 ・各市町教育委員会担当指導主事連絡協議会</p> <p>【中部教育局】 生徒指導に係る市町教育委員会訪問・学校訪問を通した課題把握と助言を行う。 ・各市町教育委員会担当指導主事連絡協議会(年3回) ・市町教育委員会訪問、学校訪問(必要に応じて随時) ・月例報告の分析と情報発信 ・不登校対応担当者会研修会の充実</p> <p>【西部教育局】 魅力ある学校づくりの基盤に立った生徒指導を推進し、不登校・いじめ不登校の未然防止を強化した取り組みを推進する。</p> |
| いじめ問題対策事業 | 教育・学術振興課 | いじめについて、私立中・高等学校での心理検査(hyper-QU)の実施への助成を行うほか、教職員への研修を開催するなどの支援により、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。 |

(3) 健やかな心身の育成

①学校体育の充実

○学校体育の充実

- ・生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、体力・運動能力の向上と健康の保持増進を図ります。
- ・運動の楽しさを体験するとともに運動の必要性や健康的な生活について理解し、主体的に運動に取り組む児童生徒の育成をめざした体育・保健体育学習の実現のための学校の取組や教員の指導力向上を支援します。
- ・「今後の運動部活動のあり方について 提言(鳥取県スポーツ振興審議会 平成12年3月)」の趣旨に則った運動部活動の推進をします。
- ・運動部活動指導者の指導力の向上を図るとともに、外部指導者の効果的な活用を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------------------------|-----------|--|
| 体力・運動能力調査を活用した現場による課題解決型システムの確立 | スポーツ健康教育課 | 県内各学校で体力・運動能力調査結果をもとに体力向上推進計画を策定、実践するP D C Aサイクルにより子どもたちの体力を向上を図る。また、体力向上推進モデル校を6校(地域)指定し、本県の子どもたちの課題等を踏まえながら、P D C Aサイクルによる2年間の実践を行い、その成果を検証、改善して、各学校へモデルとなる取組を普及させる。 |
| 鳥取県こども未来基金費 | 教育総務課 | ふるさと納税制度により本県に寄附された寄附金を、「鳥取県こども未来基金」に積み立て、子どもの読書活動やジュニアスポーツの振興等の経費に基金を取り崩し、充当する。 |
| 小学校体育専科教員の配置 | スポーツ健康教育課 | 県内小学校に3名の体育専科教員(非常勤講師)を配置し、教員の指導力の向上、運動好きな児童の育成を図る。 |

| | | |
|--------------------------|-----------|---|
| トップアスリート派遣事業 | スポーツ健康教育課 | 県内のトップアスリートを希望する学校に派遣し、専門的な指導のもとに児童生徒に運動の楽しさを体験する機会を提供する。 |
| 体力・運動能力調査の実施及び結果集計システム開発 | スポーツ健康教育課 | 体力・運動能力調査の実施とともに、集計システムの開発を行い、各学校での結果集計を効率的に行い、より実態に沿った取組みを実施するための支援を行う。 |
| 遊びの王様ランキングの実施 | スポーツ健康教育課 | ウェブ上の遊びの王様ランキングサイトにある運動遊びに挑戦し、記録を登録する（記念品や記録証等を贈呈）ことにより、運動の楽しさを体験する機会を提供する。 |
| 学校体育実技講習会の開催 | スポーツ健康教育課 | 教員の指導力向上のため、体育実技研修の機会を提供する。 |
| 中学校武道外部指導者の派遣 | スポーツ健康教育課 | 希望する中学校に外部指導者を派遣し、専門的な指導による武道の授業実施を支援する。 |
| 運動部活動推進事業 | スポーツ健康教育課 | 中学校・高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣し、部活動及び指導体制の充実を図る。 |

②健康教育の充実

○健康教育の充実

- ・心身の健康に関する学習の充実と生活習慣について考える機会を増やします。
- ・児童生徒の心や性の健康問題の解決に向け、対策会議の開催、医師等の専門家派遣、経験の浅い養護教諭の支援等の取組を推進します。
- ・各種感染症や疾患に対する理解を深めるとともに、学校における組織的な危機管理体制の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------|-----------|---|
| 心や性の健康問題対策事業 | スポーツ健康教育課 | 学識経験者や関係機関等による対策会議を開催するとともに、医師等の専門家や経験の浅い養護教諭を支援するための退職養護教諭を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の解決を図る。 |
| 児童生徒の感染症等疾患対策事業 | スポーツ健康教育課 | 専門的な研修を実施し、学校における感染症や学校生活を送る上で管理が必要な児童生徒の疾患等について理解を深めるとともに、危機管理体制の充実を図る。 |
| 未来のパパママ育み事業 | 子育て応援課 | 県内の中・高校（公立以外）等において、命の大切さと、次世代に命をつなぐための心構え等を手作り教材と体験学習等の出前教室を行う。 |
| 思春期ピアカウンセラー活動支援事業 | 子育て応援課 | 大学生を中心にピアカウンセラーの養成及びピアカウンセラーによる高校や地域等で健康教育・健康相談を実施し、性＝生に感する正しい知識の普及や問題解決能力を高める。 |

③性教育の充実

○性教育の充実

- ・学校における性教育を推進していくために、医師等の専門家を学校へ派遣するとともに、専門的な研修を実施し、学校的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------|-----------|---|
| 性教育の充実 | スポーツ健康教育課 | 医師等の専門家を学校へ派遣するとともに、性教育・エイズ教育研修会や性教育指導実践研修会の専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図ることにより、学校における性教育の推進を図る。 |

④薬物乱用防止教育の充実

○薬物乱用防止教育の充実

- ・児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導を行うために、専門的な研修を実施するとともに、薬物に関する専門機関と連携し、学校における指導体制の充実を支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------|-----------|--|
| 薬物乱用防止教育推進事業 | スポーツ健康教育課 | 専門的な研修を実施するとともに、薬物に関する専門機関と連携し、学校における薬物乱用防止教育の推進を図る。 |

⑤食育の推進

○食育の推進

- ・児童生徒の食生活の乱れ（朝食欠食、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加）の改善を図る指導を充実させ、学校と家庭が連携した食育の推進を図ります。
- ・学校給食における地産地消を推進し、子どもたちに安全・安心な食材の提供をとおして地域の食文化を伝え、感謝の心を育てます。【再掲3-(4)】
- ・栄養教諭の配置促進など、学校における食育の推進体制の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------------|-----------|---|
| 学校における食育推進事業 | スポーツ健康教育課 | 栄養教諭の配置促進、栄養教諭を中心とした学校と家庭等が連携した食育の充実、食に関する指導を効果的に進めるための指導用教材の作成、安全・安心な学校給食の提供、学校への講師派遣により、学校における食育の推進を図る。 |
| 学校給食用食材県産品利用（地産地消）推進事業 | スポーツ健康教育課 | 学校給食関係者や関係機関による推進会議や栄養教諭や調理員等の資質向上を図るために専門的な研修会を実施し、学校給食における県産品利用の推進を図る。【再掲3(4)③】 |

(4) 社会の進展に対応できる教育の推進

①情報社会を主体的に生きる人材の育成

○情報教育の推進

- ・携帯電話やインターネット等の情報メディアを活用することのできる基礎的な能力や情報社会の性質等についての正しい知識を身に付けさせ、情報社会に主体的に参画する態度を育成します。
- ・情報モラル教育については、安全に生活するための危険回避（情報安全教育）と正しい判断や望ましい態度を育てるという両面を体系的に推進します。【再掲3-(4)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------------|----------|--|
| 教職員研修事業 | 教育センター | 初任者研修、10年経験者研修等において児童生徒の情報活用能力育成や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲3(3)①】 |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 | 家庭・地域教育課 | 携帯電話やインターネットとのより良い接し方について、保護者や児童生徒に教育啓発を実施する。【再掲1(1)①】 |

②環境教育の推進

○環境教育の推進

- ・学校のTEAS（鳥取県版環境管理システム）取得を促進すること等により、一人ひとりが身近なところから環境保全に関する具体的な行動を起こす機運を醸成します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------------|-------|---|
| TEAS（鳥取県版環境管理システム）Ⅲ種の周知 | 小中学校課 | 校長会等を利用したTEASⅢ種の周知と未取得校に対して、指導主事による学校訪問の際に取得を呼びかける。 |
| TEAS（鳥取県版環境管理システム）の継続 | 高等学校課 | 高校生一人一人が環境との関わりについて理解し、身近なところから環境保全に関する具体的な行動を進めるとともに、各高校で企画立案した環境教育の推進に関する活動を行い、生徒の社会性を育む。 |

③鳥取県に愛着を持った人材の育成

○鳥取県に愛着を持った人材の育成

- ・児童生徒の興味関心に基づき、鳥取県の様々な分野に関する調査研究に取り組ませ、その研究成果を、広く県民に公開された場で発表することにより、鳥取県への愛着を深めさせるほか、発想力、論理力、表現力、批判的思考力、コミュニケーション能力などを養います。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------|----------|---|
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課 | 子ども達の鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるため、学校から一定の距離以上離れた小学校の社会科見学を行う場合に、経費の一部を補助する。 |
| ジュニア郷土研究応援事業 | 教育・学術振興課 | 人文・社会科学に親しむことができる土壤づくりを進めるとともに、児童生徒が、地域研究など人文・社会科学について関心を高め、さらに深く学び、より一層の創造力向上を図ることを促進する。 |

④主体的に行動する人材の育成

○主体的に行動する人材の育成

- ・ボランティア活動をはじめ、地域を学ぶ体験・探求的な学習に、学校や地域が連携して取り組むことにより、社会的な問題に対して興味・関心を持ち、自らの課題として主体的に解決する力を育成します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------|-------|--|
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課 | 子ども達の鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるため、学校から一定の距離以上離れた小学校の社会科見学を行う場合に、経費の一部を補助する。【再掲2(4)③】 |

(5) 幼児教育の充実

①幼児教育の充実

○幼児教育の充実

- ・改訂した鳥取県幼児教育振興プログラムに沿った取組を推進し、就学前教育の質の向上に努めます。
- ・多様化する保育や幼児教育のニーズや課題に合わせた研修を行い、職員の資質向上を図ります。
- ・各市町村における幼児教育の振興を図るために、職員等に対して幼稚園教育要領や保育所保育指針の趣旨・内容の啓発・普及に努めます。
- ・幼稚園・保育所の職員が、小学校低学年の学習内容についての理解に努めるとともに、基本的生活習慣の定着、規範意識の育成及び他者との関わり等を中心とした小学校入学前後の相互の指導の在り方等について、小学校教職員と意見交換し、理解を深める機会を推進します。
- ・幼児教育専任指導主事及び保育専門員による幼児教育の充実、職員の専門性の向上及び施設の組織体制の強化を図ります。
- ・就学前の教育・保育を一体的に行うとともに、地域における全ての子育て家庭を対象とする子育て支援機能を備えた「認定こども園」の普及啓発を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------|--------|--|
| 幼児教育充実活性化事業 | 小中学校課 | 改訂した鳥取県幼児教育振興プログラムに基づき、幼稚園・保育所の教職員の指導力向上を図るとともに、連携カリキュラムの開発などにより質の高い幼児教育の全県展開をめざす。 |
| 教職員研修事業 | 教育センター | 県内幼稚園の新規採用教員を対象とした年10回の新規採用者研修や希望制による専門研修を実施する。【再掲3(3)①】 |
| 育ちと学びをつなぐ連携推進 | 東部教育局 | 教員及び保育士の合同研修会や園訪問により、園の課題を把握するとともに、「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」や「園内・校内研修の手引き」を活用した指導・支援を行う。 |
| 就学前教育との連携推進 | 中部教育局 | 教員及び保育士の合同研修会、長期社会体験研修派遣及び園訪問を通して、指導・支援を行う。また、鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）の活用を図る。 |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | 園訪問や研修会を通して「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」の理解と活用を図る。 |
| 保育・幼児教育の質の向上強化事業 | 子育て応援課 | 保育士・幼稚園教諭を対象に多様化する保育や幼児教育のニーズや課題に合わせた研修を行い、職員の資質向上を図るとともに、幼児教育専任指導主事及び保育指導員による保育所等の訪問指導を実施し、保育の質の向上を目指す。 |
| 認定こども園設置促進事業 | 子育て応援課 | 就学前教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の設置を促進させるための保育料軽減事業、施設整備補助、運営費補助及び普及啓発を行う。 |

②子育て支援の充実

○子育て支援の充実

- ・幼稚園・保育所において家庭との情報交換の機会を設け、綿密な連携を図るとともに、保護者と職員または保護者同士による子どもの望ましい発達について語り合う場の設定等を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------|----------|---|
| 家庭教育相談事業 | 家庭・地域教育課 | 家庭教育全般にわたり、乳幼児・小学生・中学生・高校生を持つ親や本人からの電話等による相談に応じる。【再掲1(2)②】 |
| とっとりふれあい家庭教育応援事業 | 家庭・地域教育課 | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲1(2)①】 |

| | | |
|-------------------------------|--------|---|
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | 園訪問、研修などを通して「とっとり子育て親育ちプログラム」の活用を促し、親同士のつながりを深め、家庭教育に学び合う仲間作りを推進する。 |
| 子育て支援活動・預かり保育推進事業 | 子育て応援課 | 私立幼稚園の行う預かり保育（通常の教育時間終了後や休業日等に行う保育）や子育て支援活動に要する経費に対して助成する。 |
| 子育て応援市町村交付金事業（市町村子育て支援員配置事業） | 子育て応援課 | 子育てに不安や課題を抱える地域の子育て家庭を広域的にサポートする子育て支援員を保育所等に配置する。 |

(6) 特別支援教育の充実

①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備

○ ICTを活用した学びの支援

- ・特別支援学校におけるICTの活用を推進し、子どもたちの学力向上や学びに対する意欲を引き出す取組を進めます。

○特別支援学校における教育の充実

- ・県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置に向けた準備を進めます。
- ・学校裁量予算制度を活用した各学校の特色ある取組を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------|----------------------------|--|
| ICTを活用した学びの支援 | 教育環境課 特別支援教育課 教育センター | 特別支援学校にタブレット端末を整備して、ICTを活用した教材づくりを推進し、学力の向上や学びに対する意欲を引き出し、子ども達が能力を発揮するための支援を行う。 |
| 県立学校裁量予算事業 | 教育環境課 特別支援教育課 高等学校課 | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）、指導充実費（特別支援学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。【再掲3(2)①】 |
| 特別支援学校寄宿舎運営費 | 教育環境課 特別支援教育課 | 鳥取盲学校、鳥取聾学校、琴の浦高等特別支援学校の児童生徒の通学を支援するため、寄宿舎の設置及び運営を行う。 |
| 特別支援学校ネットワーク構築 | 特別支援教育課 | 島根県の同一障がい種の特別支援学校と広域的に連携し、障がい種に応じたICTを活用した教育（タブレット端末等の効果的な活用）の方法等について、両県で連携して実践研究を行う。 |

②特別支援学校のセンター的機能の推進

○特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・各県立特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点としての機能の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------|---------|---|
| 特別支援学校管理・運営事業 (特別支援学校地域支援推進事業) | 特別支援教育課 | 県立特別支援学校が、県内の特別支援教育の拠点としてその専門性を發揮し、小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等に対しての適切な指導及び必要な支援が行われるようサポートする。 |

③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進

○特別な支援を必要とする児童生徒等への指導・支援の充実

- ・特別支援教育に対する校内体制の充実に向けた取組みを進めます。（管理職研修、特別支援教育主任研修）
- ・「通常の学級における特別支援教育」等の冊子を活用しながら、障がい特性の理解や授業等の改善に向けた取組を進めます。
- ・「特別支援学級担任の手引」等の冊子を活用しながら、児童生徒等の実態に応じた適切な教育課程編成や学習指導の改善を図ります。
- ・発達障がい拠点を設置している特別支援学校において、引き続き幼・保・小・中・高等学校への指導と支援を行います。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------------------------|------------------|---|
| 高等学校における特別な支援を要する生徒支援ネットワークの構築事業 | 高等学校課 特別支援教育課 | 県内3地区で各地区的県立学校のうち1校を地区内の高等学校における特別な支援を必要とする生徒を支援していくための「主幹校」とし、「高等学校特別支援コーディネーター」を配置して、発達障がいのある生徒への指導・支援の充実を図る。 |
| 発達障がい児童生徒等支援事業 | 特別支援教育課 | 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒等への適切な指導・支援を行うとともに、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。 |

| | | |
|------------------------------|--------------|---|
| 地域生活支援事業 (発達障がい者支援センター事業) | 子ども発達 支援課 | 発達障がいのある方への支援を、生涯を通じ一貫して行うために、『エール』発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができるよう、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発の事業に取り組む。【再掲2(6)⑤】 |
| 障がい児等地域療育支援事業 | 子ども発達 支援課 | 在宅の障がいのある児童や保護者の相談にのったり、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。【再掲2(6)⑤】 |

④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進

○「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の活用の促進

- ・啓発リーフレット等を活用しながら、「個別の教育支援計画」の作成について保護者の理解を図ります。
 - ・中学校から高等学校への引継ぎを初めとして、「個別の教育支援計画」の活用を促進する取組みを進めます。
- いじめや虐待等の早期発見と早期対応
- ・いじめや虐待等に対する適切な対応と支援を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------------|--------------|---|
| 心の育み支援事業 | 特別支援教 育課 | 心理検査を活用して、虐待やいじめ等を受けた経験のある児童生徒に対する心のケアの充実や特別支援学校におけるいじめの早期発見と早期対応の取組の充実を図る。 |
| 特別支援教育総合推進事業 | 特別支援教 育課 | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)⑤】 |
| 全校体制で取り組む特別支援教育の推進 | 各教育局 | <p>【東部教育局】 教育支援体制の整備及び特別支援学級の学習内容の充実 ・校内体制の充実に向けた巡回相談活動の実施 ・学校のニーズに応じた要請相談の実施 ・特別支援学級の充実に向けたワークショップの実施</p> <p>【中部教育局】 管理職、特別支援教育主任を中心とした全校体制の構築を支援する。 ・巡回相談を活用した学校及び特別支援教育主任への支援 ・市町村教育委員会と連携した特別支援学級経営への指導助言や研修会の開催 ・学校訪問、校長会連絡等を活用した管理職への啓発</p> <p>【西部教育局】 ・保育所・小学校・中学校・高校における児童生徒の学びの質を高める授業づくり・生活づくりや教育活動の充実を推進するための学校訪問や研修会を実施する。 ・市町村教育委員会の指導主事と連携し、特別支援学級経営への指導の充実を図る。</p> |
| 発達障がい支援人材育成事業 (発達支援コーディネーター養成研修) | 子ども発達 支援課 | 各市町村の保健師、保育士を対象に、発達障がいを早期に発見し、本人への療育・保育、家族への子育て等を早期に支援していく幼児期の体制整備の中核を担う人材(発達支援コーディネーター)を養成するための研修を実施する。 |

⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実

○一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実

- ・県内の市町村が行う特別支援教育の体制整備に向けたモデル的な取組みの実施を支援します。
- ・児童生徒等の適切な就学について、関係部局との連携を図ります。
- ・高等学校における発達障がいのある生徒への支援の充実に向けた取組を進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------------------------|----------------------|--|
| 高等学校における特別な支援を要する生徒支援ネットワークの構築事業 | 高等学校課 特別支援教 育課 | 県内3地区で各地区の県立学校のうち1校を地区内の高等学校における特別な支援を必要とする生徒を支援していくための「主幹校」とし、「高等学校特別支援コーディネーター」を配置して、発達障がいのある生徒への指導・支援の充実を図る。【再掲2(6)③】 |
| 特別支援教育総合推進事業 | 特別支援教 育課 | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。 |
| 地域生活支援事業 (発達障がい者支援センター事業) | 子ども発達 支援課 | 発達障がいのある方への支援を、生涯を通じ一貫して行うために、『エール』発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができるよう、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発の事業に取り組む。 |

| | | |
|---------------|----------|---|
| 障がい児等地域療育支援事業 | 子ども発達支援課 | 在宅の障がいのある児童や保護者の相談にのったり、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。 |
|---------------|----------|---|

⑥移行支援の充実

○自立と社会参加に向けた取組支援

- ・福祉や労働部局と情報の共有を図り、連携協力しながら、特別支援学校生徒の就労支援に向けた取組の充実を図ります。
- ・職業教育スキルアップ研修への教員派遣、就労サポーターの配置などの取組を継続し、進路指導の充実に努めます。
- ・就労促進セミナーを各圏域で開催し、特別支援学校生徒の就労に対する企業等の理解を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------------------------|----------|---|
| 県教育委員会における障がい者就労支援事業 | 教育総務課 | 特別支援学校卒業生等を対象に非常勤職員として、学校現場における様々な業務に従事することにより、就労に向けて必要な業務遂行能力等の向上を図り、一般就労につなげていく。 |
| 特別支援学校就労促進事業 | 特別支援教育課 | 特別支援学校卒業生の就労促進や進路指導に向け、ジョブコーチ研修への教員派遣、就労サポーターの配置、障がい者のモデル的雇用などを図る。 |
| 地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業) | 障がい福祉課 | 発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るため、東部及び西部の障害者就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を1名ずつ配置する。 |
| 発達障がい支援人材育成事業 (発達障がい者就労・生活支援研修) | 子ども発達支援課 | 発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るため、発達障がい者就労・生活支援員及び障がい者相談支援に関わっている関係機関職員を対象に、発達障がい者への相談支援に関する研修を実施する。 |

⑦教員の専門性の向上

○教員の資質向上

- ・免許法認定講習を開催して、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図ります。
- ・外部専門家等の導入や、専門研修派遣により教員の専門性の向上を引き続き行うよう努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---|---------|--|
| 特別支援教育振興費 (特別支援学校教育職員免許保有率向上事業・特別支援学校教職員の長期派遣事業) | 特別支援教育課 | 特別支援学校及び小・中・高等学校における特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許を取得させるため、免許法認定講習を実施する。また計画的に各種講座・研修会や大学院、研究機関、民間企業等へ派遣し、教職員の資質や指導力向上を図る。 |
| 教職員研修事業 | 教育センター | 学校のニーズや今日的な課題に応じた研修を実施し、指導力の向上を図る。【再掲3(3)①】 |

⑧保護者支援の充実

○保護者等への支援

- ・保護者等の負担を軽減するため、特別支援学校の通学支援、医療的ケアの充実や福祉との連携による保護者の相談体制の整備を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------|----------|--|
| 特別支援学校における医療的ケア実施体制検討事業 | 特別支援教育課 | 児童生徒等の安全性を確保しながら充実した学習を行うことができるようにするため、特別支援学校の医療的ケア実施体制を「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成24年4月1日施行)を踏まえて検討する。 |
| 県立特別支援学校通学バス運行管理委託事業 | 特別支援教育課 | 県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。 |
| 特別支援学校児童生徒支援事業 | 特別支援教育課 | 県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員を外部委託し、また市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付する。 |
| 発達障がい者支援体制整備事業 (ペアレントメンター相談事業) | 子ども発達支援課 | 平成22年度に養成した発達障がい者の家族の相談者となるペアレントメンター(信頼のおける相談相手となる先輩保護者)の活用を進め、発達障がい者の家族支援体制整備の強化を図る。 |

⑨特別支援教育の普及啓発

○特別支援教育や障がいのある子どもの理解・啓発の推進

・関係部局（課）と連携しながら、説明会や「鳥取県の特別支援教育を語る会」の取組の充実に努めます。

○交流及び共同学習の推進

・交流及び共同学習の機会を適切に設け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解を深める取組みの充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------|---------|--|
| 鳥取県の特別支援教育を語る会の開催 | 特別支援教育課 | 県民の方を対象に、特別支援教育を語る会を東・中・西部地区で開催し、特別支援教育に関する普及・啓発を行うとともに、意見を聞く。 |
| 交流及び共同学習の推進 | 特別支援教育課 | 学校間や居住地域での交流及び共同学習を推進します。 |

3 学校教育を支える教育環境の充実

(1) 児童・生徒減少期における学校の在り方

①公立小・中学校の在り方

○公立小・中学校の在り方

・少人数学級の継続について、市町村教育委員会等と検討します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------|-------|---------------------|
| 少人数学級の継続 | 小中学校課 | 市町村と協力して少人数学級を継続する。 |

②今後の高等学校の在り方

○今後の高等学校の在り方

・平成24年10月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）」の個別事項について具体化を図るとともに、平成31年度以降の県立高等学校の在り方について検討します。

・次代を担う生徒を育成するための今後の高等学校の在り方を幅広く検討します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-------|---|
| 高等学校改革推進事業 | 高等学校課 | 平成24年10月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）」の個別事項について具体化を図るとともに、平成31年度以降の県立高等学校の在り方の検討も始める。【再掲2(1)⑤】 |
| 地域と連携した高等学校の魅力づくり推進・支援事業 | 高等学校課 | 中山間地域の高校において、高校と地域等が連携して高校の活性化を図るための取組を行い、特色や魅力のある高校づくりを推進する。【再掲2(1)②】 |

(2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進

①県民に信頼される学校づくり

○県民に信頼される学校づくり

・学校評価点検及び公表の取組みを全ての学校に拡大するとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により学校運営を強化します。

・地域との連携等による開かれた活力ある学校づくりを一層推進するため、地域人材、資源、情報を集約した人材・資源情報バンクや学校と地域をつなぐコーディネーターの配置など、地域が学校運営に関わる取組みを推進します。

・コミュニティ・スクールの導入など、次代に向けての学校運営の仕組み等を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------|---------------------------|---|
| 教育行政監察業務 | 教育総務課 | 県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、行動指針の策定や研修等を行い、コンプライアンスの徹底を図る。 |
| 県立学校裁量予算事業 | 教育環境課 特別支援教育課 高等学校課 | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）、指導充実費（特別支援学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、校長の裁量による予算執行により、独自性を發揮した学校運営を行う。 |
| コミュニティ・スクール等の推進 | 小中学校課 | 市町村教育委員会へコミュニティ・スクール等に関する情報提供を行う。 |
| 学校支援ボランティアの全県展開 | 小中学校課 家庭・地域教育課 | 小・中学校の求めに応じて、地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの学校の支援活動を実施する。【再掲1(1)②】 |

| | | |
|---------------|-------|--|
| 県立学校第三者評価推進事業 | 高等学校課 | 県立学校を対象に第三者評価を実施し、学校が行っている「自己評価」及び「学校関係者評価」を補完するとともに、教育委員会が各学校の状況を把握し、適切な支援や実効ある施策の実施等を図る。 |
|---------------|-------|--|

②学校組織運営体制の充実

○学校組織運営体制の充実

- ・副校長、主幹教諭などの設置により、学校運営組織の課題解決能力の向上等、学校の組織運営体制の充実を図ります。
- ・学校裁量予算制度の実施状況の検証・評価をもとに、同制度の一層の充実を図ります。
- ・各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理するため、マネジメント機能を高めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------|---------------------------|---|
| 県立学校裁量予算事業 | 教育環境課 特別支援教育課 高等学校課 | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）、指導充実費（特別支援学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、校長による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。【再掲3(2)①】 |

③教職員の過重負担・多忙感の解消

○教職員の過重負担・多忙感の解消

- ・現在の教育水準を維持するとともに、教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境づくりの促進のため、教職員数の確保に努めます。

- ・高等学校 概ね生徒10人に対して教職員1人
- ・小中学校 概ね生徒12人に対して教職員1人

- ・マネジメント機能を高め、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理し、教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う時間を十分に確保できるようにします。

- ・教職員の仕事内容の見直しをはじめとした学校現場における教職員等の過重労働対策を推進します。

- ・教員の適正配置、外部人材の積極的な活用を行います。

○少人数学級の継続【再掲2-(1)】

- ・きめ細やかな指導による学力の定着と増加していく授業不成立や学校不適応等の問題などに対応するために、少人数学級を継続します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------------------------|-------|--|
| 教員の多忙感解消に向けた取組（プロジェクトチーム（仮称）による取組） | 教育総務課 | 教師が子どもとじっくりと向き合い、心が通い合う教育を実践するため、教師の時間的、精神的ゆとりを生み出す取組みの具体的な行動計画を策定し、県、市町村、学校、教育関係者が一体となって取り組む。 |
| 学校問題解決支援事業 | 教育総務課 | いじめ等の児童・生徒を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士等の専門家の活用や関係機関の連携体制を構築することにより、学校を支援する。 |
| 学事支援事業 | 教育環境課 | 生徒の学籍、出欠、成績等の情報を集計・管理するシステムを整備して、教職員間での生徒情報の共有化と事務処理の効率化を図る。 |
| 教職員の過重負担・多忙化の解消への取組 | 小中学校課 | 過重負担、多忙感が軽減していくよう市町村立学校教職員の服務監督者である市町村教育委員会と意見交換や効果的な取組みについての情報提供を行う。 |
| 少人数学級の継続 | 小中学校課 | 市町村と協力して少人数学級を継続する。【再掲3(1)①】 |
| 県立学校勤務時間管理サポートシステム整備事業 | 高等学校課 | 県立学校教職員の勤務時間等を適正に管理するため、ICカードによる勤怠管理を行う。 |

④教職員の精神性疾患への対応

○教職員の健康問題への対応

- ・教職員の心の健康問題に関して、教職員自身のセルフケア、教職員間の連携・協働、管理職の対応の重要性などについての理解を促進するとともに、教職員用の相談体制の充実を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------|-------|--|
| 教職員厚生事業費 | 教育総務課 | 教育関係職員の福利厚生の増進と働きやすい職場環境作りを推進する。 |
| 教職員健康管理事業費 | 教育総務課 | 教職員の健康、衛生管理対策を行い、疾病の早期発見と生活習慣病等の予防・進展防止のため、定期健康診断等を実施する。 |
| 教職員心の健康対策事業費 | 教育総務課 | 教職員のメンタルヘルス対策として、研修の実施や臨床心理士等による相談体制の充実を図る。 |

(3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置

①教員の資質向上や指導力・授業力の向上

○教員の資質向上や指導力・授業力の向上

- ・児童生徒の学ぶ意欲、興味・関心を引き出す授業実践力と、児童生徒を引きつける豊かな人間性や教養を備えている教職員の確保・養成を行います。
- ・教職員評価・育成制度の充実を図ります。
- ・教職員研修の充実や実施している各研修効果の検証と見直しを行います。
- ・学習時に望まれる子ども像、教師像及び授業像を具体的な姿として定める「鳥取県スタンダード」を活用し、教員の授業改善を進めます。【再掲2-(1)】
- ・児童生徒が主体性を持って相互に学び合う学びの集団づくりを推進します。【再掲2-(1)】
- ・各学校の実態に応じた学力向上や授業改善の方策について、学校教育支援を行える体制を構築します。【再掲2-(1)】
- ・小・中・高連携を推進し、学びの連続性を考慮し効果的な指導法を構築します。【再掲2-(1)】
- ・モデル校を指定して、授業改善の方策について継続した学校支援を行い、その成果を他校に還元します。【再掲2-(1)】
- ・学校の教育活動全体で学校図書館を活用する学習への取組みを推進します。【再掲2-(1)】
- ・若手教員の授業力の向上を図る研修を実施します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------|-------------------------|---|
| 土曜日講座の開講等、教員の自発的研修支援の充実 | 教育センター | 教育セミナー(土曜セミナー)を開催し、教職員の自主研修を支援する。 |
| 研修を通じた教員のネットワークづくり | 教育センター | 教育セミナー(土曜セミナー)を開催し、研修に関するネットワークづくりを支援する。 |
| 学校の要請に応じた出かける研修の充実・学校現場でのOJTの充実支援 | 教育センター | ○ J Tを推進するため、職務に応じた研修等を実施する。 |
| 教職員評価・育成制度の充実 | 小中学校課 | 研修を実施する教育センターと連携を図りながら、より充実した評価者研修を実施する。また、初任者研修や5年経験者研修を通して、被評価者研修を充実する。 |
| 司書教諭の全校配置 | 小中学校課 | 全小中学校に司書教諭を配置し、読書環境の充実に努める。【再掲2(2)②】 |
| 若手教員授業力向上ゼミナール | 教育センター | 小学校国語・社会、中学校国語を対象教科として、若手教員の実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 |
| 教職員研修事業、学校教育支援事業 | 教育センター | ・教職経験等に応じて職務遂行に必要な資質・指導力の向上をめざした研修を実施する。 ・中堅教員研修及び講師研修の新設 ・学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。 |
| 「学ぶ意欲の向上」を図る授業改善への支援 | 東部教育局 | エキスパート教員の協力を得ながら、言語活動の充実を目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校・各小中研究団体を中心とした授業についての指導・支援を行う。 |
| 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進 | 東部教育局 中部教育局 西部教育局 | 小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。 |
| 中部版スクラム教育 | 中部教育局 | 中部地区の各学校、市町教育委員会、教育局でチームを作り、各学校での学級経営の充実、特色ある研究推進を進め、小中9年間一貫した確かな学力の向上を図る。 |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | 中学校区の学校づくりの一層の推進のために、小中学校が一貫した目標を明確化して協働して取り組むための指導助言に努める。 |

(4) 安全・安心な教育環境の整備

①公立学校の耐震化

○公立学校の耐震化

- ・県立学校については、計画的に学校施設の耐震化を促進します。また、非構造部材の耐震対策を進めるための耐震点検の取組を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------|-------|--|
| 県立学校耐震化推進事業 | 教育環境課 | 耐震強度が不足している県立学校の建物について、計画的に耐震改修を進めて、順次、実施設計及び改修工事を行う。 |
| 教育財産管理事業費 | 教育環境課 | 天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策を進めるため、県立学校の建物について非構造部材の耐震点検を行う。【再掲3(4)②】 |

②学校内外の安全確保

○学校内外の安全確保

- ・モデル地域を指定して、実践的な防災教育の実践を行い、その成果を他地域に普及とともに。防災教育に関する専門的な研修の実施や関係機関との連携により学校における防災教育を推進します。
- ・学校と地域社会やボランティア等との連携による子どもの安全確保への取組を推進します。具体的には、スクールガードリーダーの巡回や学校安全ボランティア等の子どもも見守り活動支援、学校安全に関する専門的な研修の実施、通学路の安全対策の充実・強化などにより、学校と地域が一丸となった子どもの安全確保への取組みを推進します。
- ・情報モラル教育については、安全に生活するための危険回避（情報安全教育）と正しい判断や望ましい態度を育てるという両面を体系的に推進します。【再掲2-④】
- ・県立学校施設・設備の点検、修繕等を実施して、安心・安全な学校環境づくりを進めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------------|-----------------------|---|
| 教育施設整備費 | 教育環境課 | 県立学校等の施設の維持及び老朽化の進行に伴い必要となる修繕を行い、教育施設としてふさわしい環境の整備を図る。 |
| 教育財産管理事業費 | 教育環境課 | 安心・安全な学校環境づくりを図るために、県立学校等の建築物の定期点検、学校警備及び自家用電気工作物や消防用設備等の保守点検業務の委託等を実施して、教育財産の適正な管理を行う。 |
| さわやかな学校環境創出事業 | 教育環境課 | 学校統廃合で未利用となった建物等を撤去して、生徒が安心して学べる環境を整備する。 |
| 学校支援ボランティアの全県展開 | 小中学校課 家庭・地域 教育課 | 小・中学校の求めに応じて、地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの学校の支援活動を実施する。【再掲1(1)②】 |
| ケータイ・インターネット教育啓発 推進事業 | 家庭・地域 教育課 | 携帯電話やインターネットとのより良い接し方について、保護者や児童生徒に教育啓発を実施する。【再掲1(1)①】 |
| 学校における防災教育推進事業 | スポーツ健 康教育課 | 東日本大震災を教訓に、モデル地域を指定し、その地域での取組の成果検証・普及を行うとともに、専門的な研修の実施により、学校の実践的な防災教育の推進を図る。 |
| 学校・家庭・地域連携学校安全体制 推進事業 | スポーツ健 康教育課 | スクールガードリーダーの巡回や学校安全ボランティア等の子どもも見守り活動支援、学校安全に関する専門的な研修の実施、通学路の安全対策の実施などにより、子どもの安全確保を図る。 |
| 防災教育コーディネーターの配置 | スポーツ健 康教育課 | 学校の防災教育が着実に進むよう、防災コーディネーターを配置し、防災学習や避難訓練など実態に応じて個別の助言等を行う。 |

③安全・安心な学校給食

○安全・安心な学校給食

- ・学校給食における衛生管理の徹底と生産者や流通関係者等と連携して地産地消を推進することにより、安全で安心できる学校給食の提供に努めます。
- ・関係機関と連携し、学校給食における異物混入などの事故防止に努めます。

○食育の推進【再掲2-③】

- ・学校給食における地産地消を推進し、子どもたちに安全・安心な食材の提供をとおして地域の食文化を伝え、感謝の心を育てます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------------|---------------|--|
| 学校給食用食材県産品利用（地産地消）推進事業 | スポーツ健 康教育課 | 学校給食関係者や関係機関による推進会議や栄養教諭や調理員等の資質向上を図るために専門的な研修会を実施し、学校給食における県産品利用の推進を図る。 |
| 学校給食指導事業 | スポーツ健 康教育課 | 衛生管理に関する指導や研修会を実施し、学校給食における衛生管理の充実と食中毒防止を図る。 |
| 学校における食育推進事業 | スポーツ健 康教育課 | 栄養教諭の配置促進、栄養教諭を中心とした学校と家庭等が連携した食育の充実、食に関する指導を効果的に進めるための指導用教材の作成、安全・安心な学校給食の提供、学校への講師派遣により、学校における食育の推進を図る。【再掲2(3)⑤】 |
| 学校給食モニタリング事業 | スポーツ健 康教育課 | 学校給食の安心・安全の確保のため放射性物質の有無や量について事後検査を行う。 |

④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進

○学校図書館及び教材整備の充実

- ・ICT環境など時代のニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境を整備するため、関係機関と連携した教育の推進や学校図書館、教材整備の充実を促進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|------------------|-------|--|
| 読書指導の充実事業費 | 教育環境課 | 図書管理システムを導入して学校図書館業務の効率化と利便性を高めることにより、学校教育活動の支援を行う。 |
| 学校図書館司書教諭の養成 | 小中学校課 | 司書教諭養成講習への派遣の支援を行う。 |
| 市町村・学校図書館等協力支援事業 | 図書館 | 市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、県立病院図書室、県内協力機関等の県内図書館ネットワークの要として県全体の図書館サービスの高度化を図る。【再掲1(3)⑤】 |

⑤修学資金の支援

○修学資金の支援

- ・奨学金を必要としている生徒に、奨学金の貸与ができるよう貸与枠やその財源の確保を図ります。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------|-------|--|
| 奨学金の貸与 | 人権教育課 | 経済的理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与できるよう十分な貸与枠を確保するとともに、奨学金制度を維持するために返還金の回収に努める。 |

⑥校庭の芝生化

○校庭の芝生化

- ・学校の校庭の芝生化を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------|--------|--|
| 県立学校校庭芝生化推進事業 | 教育環境課 | 児童生徒の体力や競技力の向上、けがの防止などを図るために、校庭の芝生化を推進する。 |
| 鳥取方式の芝生化促進事業 | 鳥取力創造課 | 次世代を担う子どもたちの健全な心身の育成を図るために、芝生の上で自由に運動したり遊んだりすることができるよう、小学校校庭の芝生化の支援を進める。 |

(5) 私立学校への支援の充実

①私立学校の振興

○私立学校の振興

- ・特色ある教育活動の推進を図るための支援を行います。
- ・優秀な教職員の人材確保・育成のため、研修などの支援を行います。
- ・多様な生徒に対するきめ細かい教育を提供するための支援を行います。
- ・専修学校における実践的な職業教育の促進を図るための支援を行います。
- ・情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図るための支援を行います。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------------|----------|---|
| 私立幼稚園運営費補助金 | 子育て応援課 | 私立幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、特色ある取組を推進する。(私立幼稚園の運営費に助成) |
| 特別支援教育推進事業 | 子育て応援課 | 私立幼稚園における特別支援教育の充実、振興を図るため、特別支援教育の実施に係る教員人件費、教材費等に対して助成を行う。 |
| 子育て支援活動・預かり保育推進事業 | 子育て応援課 | 平日・休日等預かり保育や地域への園開放、保護者に対する教育相談等、子育て支援活動に要する経費に対して助成する。【再掲2(5)②】 |
| 人権教育推進事業 | 子育て応援課 | 人権尊重の精神の芽生えを育むため、私立幼稚園で行われる保護者啓発活動等に要する経費に対して助成する。 |
| ティーム保育推進事業 | 子育て応援課 | 幼児教育の充実のため、ティーム保育(補助教諭配置)導入に係る教員人件費に助成を行う。 |
| 私立幼稚園における学校関係者評価の推進 | 子育て応援課 | 私立幼稚園における学校評価の推進を支援するため、教育委員会主催の研修会への参加呼びかけや、教育委員会と協調しながら情報提供、説明会等を実施する。 |
| 私立学校教育振興補助金 | 教育・学術振興課 | 私立学校(高等学校、中学校、専修学校)の生徒・保護者の負担軽減を図るために、学校の教育環境の維持向上に必要な経費に対して助成を行い、県内生徒へ多様な教育の機会を確保する。また、私立中・高等学校の生徒の体験活動、教育相談体制の整備等に要する経費についても助成する。 |

| | | |
|---------------------|----------|---|
| 私立高等学校等就学支援金 | 教育・学術振興課 | 家庭の状況にかかわらず、全ての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るために、国の「高等学校等就学支援金」及び本県独自の「中学校就学支援金」を交付（学校設置者が代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減、多様な教育を受ける機会の確保を図る。 |
| 私立学校生徒授業料等減免補助金 | 教育・学術振興課 | 私立高等学校等に在籍する生徒の経済的負担を軽減するため、授業料、施設設備費等の生徒納付金を減免している私立高等学校等の設置者に対して助成を行う。 |
| 私立高等学校等特別支援教育サポート事業 | 教育・学術振興課 | 私立高等学校等のLD（学習障がい）、ADHD（多動性障がい）等の生徒及び視聴覚障がい、肢体不自由など、特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備に要する経費の一部を助成する。 また、特別支援教育に係る担当教員の教育活動の充実を図るために、担当教員の人事費の一部を助成する。 |
| 地域総合整備資金貸付事業 | 教育・学術振興課 | 学校法人が中高一貫校を設置するに当たり、必要な資金の貸付けを行う。 |
| 私学共済事業等助成事業 | 教育・学術振興課 | 私学関係団体の実施する研修事業及び共済事業等に対し助成する。 |
| 学校法人等連絡調整費 | 教育・学術振興課 | 私立学校を設置する学校法人等の運営に係る連絡調整や、各学校の抱える教育課題などの現状把握・助言、私立高等学校等の優良卒業生の表彰などを行う。 |

②学校経営の健全性の向上・入学者確保

○学校経営の健全性の向上・入学者確保

- 私立学校の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上、保護者等の学資負担の軽減を図るために私立学校助成を充実します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------|----------|--|
| 私立幼稚園保育料軽減事業 | 子育て応援課 | 経済的負担を軽減するため、同時に園保育料軽減制度及び第3子保育料軽減制度により保育料を減免している私立幼稚園設置者に対して助成を行う。 |
| 私立幼稚園運営費補助金 | 子育て応援課 | 私立幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、特色ある取組を推進する。（私立幼稚園の運営費に助成）【再掲3(5)①】 |
| 私立学校教育振興補助金 | 教育・学術振興課 | 私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の生徒・保護者の負担軽減を図るために、学校の教育環境の維持向上に必要な経費に対して助成を行い、県内生徒へ多様な教育の機会を確保する。また、私立中・高等学校の生徒の体験活動、教育相談体制の整備等に要する経費についても助成する。【再掲3(5)①】 |

③私立学校の耐震化

○私立学校の耐震化

- 私立学校施設の耐震化の促進を図るために、耐震化に係る国の助成制度と協調した支援を行います。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------|----------|---|
| 私立高等学校等改築事業 | 子育て応援課 | 老朽化した私立学校施設の改築事業等に対して助成し、安全な環境の中での教育の確保を図る。 |
| 私立学校施設整備費補助金 | 教育・学術振興課 | 東日本大震災のような大規模な震災に備え、全国的にも耐震化率が低い水準にある本県私立高等学校等について、緊急に耐震化を推進するため必要な助成を行う。 |

4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

(1) 文化・芸術活動の一層の振興

①文化・芸術振興による地域の「創造性」の向上

○アーティストや文化団体への支援、支援団体等との連携

・アーティストや鳥取文化団体連合会等の文化団体を支援するとともに、文化・芸術活動を支援する方々と連携して、文化・芸術活動を活性化します。

○文化・芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充等

・鳥取県美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化・芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化・芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。財政事情が許せば県民合意を得た上で美術館を建設します。

○アーティストリゾートの展開促進等

・I J Uターンをされたアーティストや地域に根付いて高いレベルの文化・芸術活動を行うアーティストと県民が芸術を介して活発に交流する「アーティストリゾート」の展開を促進するとともに、心豊かな県民生活、ネットワークづくり、地域の魅力向上などの付加価値の創造に貢献します。

○文化・芸術に触れ、感性を磨く機会の確保【再掲2-(2)】

・学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化・芸術に触れ、感性を磨く機会を確保し、文化・芸術活動を活性化します。

○文化・芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透促進

・アートスタート事業等により、子どもの頃から文化・芸術に触れる機会を拡充し、文化・芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------------|-------|--|
| 高校生まんが王国鳥取応援団事業 | 高等学校課 | 「まんが王国とっとり」を盛り上げるため、県内の高校生により発足した『高校生「まんが王国とっとり」応援団』事業を継続して実施し、まんが王国とっとりを支える人財の育成を図る。また、応援団の活動を通じて高校生の文化活動を活性化し、平成27年度に開催される近畿高等学校総合文化祭鳥取大会における「まんが部門」開催につなげる。 |
| 文化芸術活動支援事業 | 高等学校課 | 文化部活動を活性化し、文化芸術活動に対する機運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。また、平成27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向けて、全国レベルの文化部養成と、中学校及び高校の文化部活動の発展・充実を図る。【再掲2(2)(3)】 |
| 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会準備事業 | 高等学校課 | 平成27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向け、準備委員会を設置し、専門委員会等で開催内容の検討を行う。【再掲2(2)(3)】 |
| 伝統芸能等支援事業 | 文化財課 | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、民俗芸能フォーラムの開催や民俗芸能大会への民俗芸能団体派遣などを行う。【再掲4(2)(1)】 |
| 鳥取県文化芸術活動支援補助金 | 文化政策課 | 県内に活動拠点を置く芸術家や芸術・文化団体等が行う創造的な活動を支援し、県内芸術文化活動の裾野の拡大や質の向上など活性化を図る。 |
| 鳥取県文化団体連合会活動支援事業 | 文化政策課 | 文化的な公共サービスの担い手である鳥取県文化団体連合会の活動を支援し、地域に根ざした創造性の高い活動を育成し、特色ある地域文化の振興を図る。 |
| 新生とりアート事業 | 文化政策課 | 総合芸術文化祭の開催により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充を図り、全ての県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで心豊かで満ち足りた生活ができる環境づくりを推進する。 |
| 鳥取県美術展覧会開催事業 | 文化政策課 | 広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示する鳥取県美術展覧会を開催することにより、県民へ鑑賞機会の提供するとともに、県内美術部門の頂点の伸長や裾野の拡大を図る。 |
| とっとり伝統芸能まつり開催事業 | 文化政策課 | 県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を広く県民に周知するため伝統芸能まつりを開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、活動実践団体に発表の機会を提供することにより、継承者育成等活動の活性化を図る。 |
| アーティスト滞在促進事業 | 文化政策課 | アーティストが地域に滞在して芸術活動や地域交流等を行うアーティスト・イン・レジデンスの取組を支援し、文化芸術を通じた地域の活性化を推進するとともに、アーティストの移住定住を推進する。 |
| アーティストリゾート推進組織育成事業 | 文化政策課 | 推進組織に参画する個々の団体が、事業の実施を通じてアーティスト・イン・レジデンスの取組を進める上で必要となる人材の育成やノウハウの蓄積を図り、県内における当該取組の活性化へつなげる。 |
| アーティストリゾート・地域モデル創成事業 | 文化政策課 | 市町村が計画する一定のエリアを対象としたアーティストリゾートの取組を支援することにより、地域の活性化や芸術文化の裾野拡大などの取組効果が及ぶ範囲の広域化を図る。 |

| | | |
|---------------------------------|-------|---|
| アーティストリゾート創造事業（劇団付き劇場による地域創造事業） | 文化政策課 | 鹿野・鳥の劇場が「劇団付き劇場」として、地域住民等と協働で実施する「鳥の演劇祭」、ワークショップ等の取組を支援し、アーティストリゾートの象徴的な事例、また観光資源として全国へ情報発信して地域の活性化につなげる。 |
| アーティストリゾート創造事業（ホスピテイル・プロジェクト） | 文化政策課 | 鳥取大学の学生や地域住民等が実施する鳥取市の中心市街地にある旧医院を活用したアーティスト・イン・レジデンスの取組を支援し、県内外への情報発信や観光への活用に加え、教育分野との連携や中心市街地の活性化を図る。 |
| 芸術鑑賞教室開催補助金 | 文化政策課 | 県内の高校等の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設で優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。 |
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業 | 文化政策課 | 児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の助長と振興を図るとともに、次世代の芸術家を目指す人材の育成を図る。 |
| 「とっとりアートスタート」推進事業 | 文化政策課 | 全国フォーラムの開催や新たな事業の実施により、本県のアートスタートに係る取組を広く全国へ情報発信するとともに、県内全域での取組実現に向けて普及促進し、もって子育て王国とっとりの推進につなげる。 |
| アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」 | 文化政策課 | 未就学児を対象に、公演鑑賞、創造体験等の機会を提供し、豊かな感性と創造性を育み、将来、芸術・文化活動を支えていく人材や次世代の鑑賞者の育成を図る。 |

(2) 文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり

①文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり

○文化財を大切にする機運の醸成【再掲2-(2)】

- ・県民が歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする機運を醸成します。
- ・文化財主事による学校等への出前講座の開催や弥生講座の充実を図ります。

○文化財保護の推進と情報発信

- ・文化財指定、登録、指定後の防災・防犯対策、保存修理などフォローアップ等により文化財保護を推進するとともに、文化財の積極的な情報発信を行うなど活用促進を図ります。

○文化財を身近に感じ、親しむ地域づくりの推進

- ・地域の身近な文化財を訪ねる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。

- ・妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする本物の文化財に触れ、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。

○三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査

- ・三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進と登録に向けた取組みを支援します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|----------------------------|-------|---|
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課 | 子ども達の鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるため、学校から一定の距離以上離れた小学校の社会科見学を行う場合に、経費の一部を補助する。【再掲2(4)③】 |
| 「とっとりの文化遺産」魅力発掘・知的好奇心アップ事業 | 文化財課 | 妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を観光資源としても活用できるようにその魅力の発掘を行うとともに、文化遺産を活かした知的好奇心のアップを図る。また、「たたら」など地域に埋もれている文化遺産の掘り起こしを行なう。 |
| 「とっとり弥生の王国」普及活用事業 | 文化財課 | 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。 |
| 情報発信「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | 文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会、文化財のガイドブックの刊行などによる情報発信を行う。 |
| 調査研究「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | 国・県指定、登録等の候補となる文化財の調査研究を実施し、文化財指定等に向けて取り組む。 |
| 鳥取県文化財防災・防犯対策事業 | 文化財課 | 県内に所在する多数の貴重な文化財を災害や犯罪から守るために、所有者及び地域住民の防災・防犯意識の向上と防災・防犯施設整備の充実を図る。 |
| 文化財保護指導費 | 文化財課 | 文化財の状況を把握するための巡回活動や文化財の価値を永く伝え残すためのフォローアップ調査などを行う。 |
| 文化財助成費 | 文化財課 | 国及び県指定文化財の保存と活用のため、保存整備を行う団体等への助成を行う。 |
| 伝統芸能等支援事業 | 文化財課 | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、民俗芸能フォーラムの開催や民俗芸能大会への民俗芸能団体派遣などを行う。 |
| 銃砲刀剣類登録審査事業 | 文化財課 | 美術品・骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の審査・登録を行う。また、登録審査補助員制度を導入し登録審査員の育成を図る。 |

| | | |
|-------------------------------|---------------|---|
| 池田家墓所整備活用促進事業 | 文化財課 | 国史跡鳥取藩主池田家墓所の管理、活用及び保存整備等に係る経費に対して助成を行う。 |
| 妻木晚田遺跡調査整備事業（保存整備） | むきばんだ 史跡公園 | 松尾城地区の遺構保護を行うほか、第2期整備についての検討を行う。 |
| 妻木晚田遺跡調査整備事業（発掘調査） | むきばんだ 史跡公園 | 国史跡妻木晚田遺跡の集落像を解明するため、発掘調査等を行う。 |
| 青谷上寺地遺跡発掘調査事業 | 埋蔵文化財センター | 国史跡青谷上寺地遺跡を整備活用していく上で必要な考古学的なデータを得るために調査を行う。 |
| 青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業 | 埋蔵文化財センター | 国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行うとともにフォーラム等を開催する。 |
| 青谷上寺地遺跡史跡指定地公有化・維持管理事業 | 埋蔵文化財センター | 国史跡青谷上寺地遺跡を保存・整備・活用するため、国史跡指定地を平成20年度から10ヶ年かけて公有化し、その土地の維持管理及び活用方法を検討する。 |
| 鳥取県の考古学情報発信事業 | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介するリーフレット等により情報発信するとともに、小学校用歴史教材の刊行などを行う。 |
| 未来に引き継ごう！県民の歴史資産「三徳山」調査活用推進事業 | 観光政策課 | 三徳山について、世界遺産登録を視野に入れながら、地元関係者と連携し、調査研究を進めるとともに、保全管理の取組、観光振興やまちづくりへの活用を推進する。 |

5 スポーツの振興

(1) 心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築

①少年期のスポーツ活動の適正化

○青少年健全育成に基づいたスポーツ活動の普及

・青少年期のスポーツ活動については、勝敗のみにこだわるのではなく、いろいろなスポーツを体験させたり、スポーツ活動以外にも仲間との交流や奉仕活動をさせるなど、青少年健全育成の理念にもとづいた活動を奨励します。

○学校体育・スポーツ活動の充実【再掲2-(3)】

・生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、体力・運動能力の向上と健康の保持増進を図ります。

・運動の楽しさを体験するとともに運動の必要性や健康的な生活について理解し、主体的に運動に取り組む児童生徒の育成をめざした体育・保健体育学習の実現のための学校の取組みや教員の指導力向上を支援します。

・「今後の運動部活動のあり方について 提言（鳥取県スポーツ振興審議会 平成12年3月）」の趣旨に則った運動部活動の推進をします。

・運動部活動指導者の指導力の向上を図るとともに、外部指導者の効果的な活用を推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|---------------------------------|-----------|--|
| 小学生スポーツ指導者講習会 | スポーツ健康教育課 | 競技団体と連携した指導者講習会を開催（3競技団体各1回）し、小学生期のスポーツ活動の適正化への啓発を推進する。 |
| 小学生スポーツ活動の適正化に向けた連携強化 | スポーツ健康教育課 | 小学生スポーツ関係機関・団体等の連携強化を図り、適正化に向けた取組を推進する。 |
| 体力・運動能力調査を活用した現場による課題解決型システムの確立 | スポーツ健康教育課 | 県内各学校で体力・運動能力調査結果をもとに体力向上推進計画を策定、実践するP D C Aサイクルにより子どもたちの体力向上を図る。また、体力向上推進モデル校を6校（地域）指定し、本県の子どもたちの課題等を踏まえながら、P D C Aサイクルによる2年間の実践を行い、その成果を検証、改善して、各学校へモデルとなる取組を普及させる。 【再掲2(3)①】 |
| 小学校体育専科教員の配置 | スポーツ健康教育課 | 県内小学校に3名の体育専科教員（非常勤講師）を配置し、教員の指導力の向上、運動好きな児童の育成を図る。【再掲2(3)①】 |
| トップアスリート派遣事業 | スポーツ健康教育課 | 県内のトップアスリートを希望する学校に派遣し、専門的な指導のもとに児童生徒に運動の楽しさを体験する機会を提供する。【再掲2(3)①】 |
| 体力・運動能力調査の実施及び結果集計システム開発 | スポーツ健康教育課 | 体力・運動能力調査の実施とともに、集計システムの開発を行い、各学校での結果集計を効率的に行い、より実態に沿った取組みを実施するための支援を行う。【再掲2(3)①】 |
| 遊びの王様ランキングの実施 | スポーツ健康教育課 | ウェブ上の遊びの王様ランキングサイトにある運動遊びに挑戦し、記録を登録する（記念品や記録証等を贈呈）ことにより、運動の楽しさを体験する機会を提供する。【再掲2(3)①】 |
| 学校体育実技講習会の開催 | スポーツ健康教育課 | 教員の指導力向上のため、体育実技研修の機会を提供する。【再掲2(3)①】 |
| 中学校武道外部指導者の派遣 | スポーツ健康教育課 | 希望する中学校に外部指導者を派遣し、専門的な指導による武道の授業実施を支援する。【再掲2(3)①】 |

| | | |
|----------------------|-----------|--|
| 運動部活動推進事業 | スポーツ健康教育課 | 中学校・高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣し、部活動及び指導体制の充実を図る。【再掲2(3)①】 |
| 学校関係体育大会推進費 | スポーツ健康教育課 | 全県規模の各種学校体育連盟が主催する体育大会の開催費や中国・全国レベルの学校関係体育大会に出場する場合の派遣費を補助する。 |
| 因幡・但馬ジオパーク地域スポーツ交流事業 | スポーツ健康教育課 | 山陰海岸ジオパーク周辺の兵庫県但馬地域と鳥取県因幡地域の小・中学生によるトラック競技、走り高跳びなどのフィールド競技を通じた交流を支援する。 |
| 日韓スポーツ交流事業 | スポーツ健康教育課 | (公財)鳥取県体育協会と大韓民国江原道体育会が、平成13年11月に締結した協定に基づいて行う、日韓スポーツ交流事業の費用の一部を補助する。 |

②生涯スポーツ社会の実現

○地域における生涯スポーツの充実

- ・県民の誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、生涯を通じてスポーツを気軽に楽しむことができるよう総合型地域スポーツクラブの設立及び育成を支援します。
- ・NPO法人やプロスポーツ団体との連携を図り、地域における自信と誇りを高め、スポーツ活動の普及や活性化を推進します。
- ・高齢者や障がい者が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及等に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------------|-----------|--|
| スポーツ審議会の開催 | スポーツ健康教育課 | 本県スポーツ振興に関する重要事項について調査・建議する。 ※平成25年度は、鳥取県スポーツ振興計画の見直しを図る。 |
| スポーツ推進委員リーダー研修会の開催 | スポーツ健康教育課 | スポーツ基本法に定められたスポーツ推進委員に期待される役割を果たせるようにするための研修機会を提供し、各市町村でリーダーとして活躍するスポーツ推進委員の育成を図る。 |
| 広域スポーツセンター事業 | スポーツ健康教育課 | 総合型地域スポーツクラブアシスタントマネジャー養成講習会の開催やクラブ訪問による実態把握・指導等を通して、地域スポーツの核となる総合型クラブの育成と活動の充実を支援する。 |
| スポーツ・レクリエーション事業 | スポーツ健康教育課 | 県民のスポーツに対する意欲や関心を高めるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の開催費用を助成する。 |
| 体育施設運営費 | スポーツ健康教育課 | スポーツの振興を図るため、県立社会体育施設の管理運営を行う。 |
| 体育施設改修費 | スポーツ健康教育課 | スポーツ活動の拠点としてふさわしい環境の整備を図るために、県立社会体育施設の維持、老朽化に伴う改修工事を行う。 |
| スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業 | スポーツ健康教育課 | 鳥取県において生まれ育った全国的なスポーツ大会及びチームを支援するため、その運営経費の一部について補助する。 |
| 中部地区社会体育担当者会研修会の開催 | 中部教育局 | 各市町の生涯スポーツ、社会体育担当者と共に課題解決に向けた研修を行う。 |
| レクリエーション活動支援事業 | 青少年・家庭課 | 青少年の健全育成、健康で生きがいに満ちた暮らし等に有効な手法であるレクリエーションを普及するため、県レクリエーション協会が行う鳥取県レクリエーション大会に助成する。 |

③トップアスリートの育成（競技力の向上）

○競技スポーツの総合的な向上

- ・関係団体の組織拡充を図るとともに選手強化のための体制作りを支援します。
- ・優秀選手の確保とともに、選手の育成・強化のために、ジュニア期から一貫性のある育成強化システムの確立、ジュニアクラブの育成支援及び中・高校における競技水準の向上や部活動の活性化などに取り組みます。
- ・指導力の高い指導者の養成確保に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-------------------|-----------|--|
| 競技力向上対策事業 | スポーツ健康教育課 | 鳥取県スポーツの競技力向上を図ることを目的に、各競技団体、県体育協会、ジュニアクラブチーム、中学校体育連盟、指定高校が事業主体となって行う選手強化等への助成を行う。 |
| 競技力向上のための指導者確保事業 | スポーツ健康教育課 | 鳥取県の競技力向上のため、優秀な指導者を県教育委員会、県体育協会、私立学校に確保し、指導体制の充実を図るとともに、専門性を活かしながらトップアスリートの育成を図る。 |
| 国民体育大会派遣事業 | スポーツ健康教育課 | 県予選会の開催、中国ブロック大会、国民体育大会へ選手を派遣する。 |
| 財団法人鳥取県体育協会運営費補助金 | スポーツ健康教育課 | 本県のスポーツ振興の一翼を担っている（公財）鳥取県体育協会の円滑な運営に資するため、その運営費に対して助成する。 |

| | | |
|----------------|-----------|---|
| 倉吉自転車競技場運営費 | スポーツ健康教育課 | 県唯一の自転車競技場（倉吉自転車競技場）を運営する（公財）鳥取県体育協会に対して、管理運営に必要な経費を補助する。 |
| 都道府県対抗駅伝強化費補助金 | スポーツ健康教育課 | 鳥取県陸上競技協会に対して、都道府県対抗駅伝に向けた強化合宿等に要する経費について補助する。 |

⑥ 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

(1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進

① 県民とともに進める開かれた教育行政

○ 県民とともに進める開かれた教育行政

- ・県民の教育に関する理解と関心を高める取組みを推進します。
- ・県民からの声を教育行政に活かすため、より一層の情報提供と広報公聴活動を行います。
- ・教育委員会事務の点検・評価制度の適正な実施と教育施策への確実な反映を行います。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|-----------------------|-------|--|
| 知りたい！聞きたい！開かれた教育づくり事業 | 教育総務課 | 学校現場の課題・ニーズを把握するため、スクールミーティングの開催などの公聴活動や各種広報紙（夢ひろば、リーフレット「とつとりの教育」等）の発行などの広報活動を行う。 |
| 教育委員会費 | 教育総務課 | 教育委員会での議論及び現地視察等を行い、教育課題を把握するとともに、ホームページを通じた教育委員会の議事録の迅速な公開などにより情報公開を推進する。 |
| 教育委員会運営費 | 教育総務課 | 教育功労者や児童生徒に表彰基準に基づき、表彰を行うとともに、報道機関に情報提供を行う。 |
| 教育企画費 | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組みを行う。【再掲6(2)①】 |

② 教育問題等への迅速かつ的確な対応

○ 教育問題等への対応

- ・多種・多様な教育問題等に対して、迅速かつ適切に対応することができる組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制について検討します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------|-------|---|
| 教育委員会費 | 教育総務課 | 教育委員会での議論及び現地視察等を行い、教育課題を把握するとともに、ホームページを通じた教育委員会の議事録の迅速な公開などにより情報公開を推進する。【再掲6(1)①】 |
| 教育審議会費 | 教育総務課 | 学校教育、生涯学習などの教育の重要事項について調査審議、建議を行うため「鳥取県教育審議会」を開催する。 |

③ 鳥取県教育振興基本計画の確実な推進

○ 鳥取県教育振興基本計画の確実な推進

- ・鳥取県教育振興基本計画を確実に推進します。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------|-------|--|
| 教育審議会費 | 教育総務課 | 学校教育、生涯学習などの教育の重要事項について調査審議、建議を行うため「鳥取県教育審議会」を開催する。【再掲6(1)②】 |
| 教育企画費 | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組みを行う。【再掲6(2)①】 |

(2) 市町村、国、高等教育機関などの関係機関との連携・協力の推進

① 市町村との連携・協力体制の充実

○ 市町村との連携・協力体制の充実

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に新たに規定された、市町村教育委員会の共同設置、指導主事配置の努力義務化、市町村教育委員の研修などについて、市町村教育委員会の意見を聞きながら取組みを充実していきます。

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------|-------|---|
| 教育企画費 | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組みを行う。 |

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 西部地区市町村学事担当者研修会 | 西部教育局 | ・学事に関する事務手続きの効率化のための確認、協議を行う。 ・学事担当者対象の教育法規に関する演習を実施する。 |
|-----------------|-------|--|

②高等教育機関との連携・協力の一層の推進

○高等教育機関との連携・協力の一層の推進

- ・県内生徒の高等教育機関への進学機会を確保するため、地域が求める「人財」を養成するカリキュラムの充実など、県内高等教育機関の一層の充実に協力します。
- ・高等教育機関等と県内企業との共同研究を拡大すること等により、高等教育機関等が研究活動で大きな成果を上げることを期待します。
- ・高等教育機関・専門高校と地域産業界が協働・連携し、鳥取のものづくりを支える将来の専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人の育成を支援します。また、液晶や情報通信システムに対応できる高度な知識・技術を持つ人材の創出を支援します。
- ・県内の高等教育機関、学校、教育委員会等が、より一層の連携を図り、相互の特色ある機能を活用し、それぞれの教育力の向上を図り、教育上の諸課題への対応策を検討・実践することで、鳥取県教育の自立を推進します。
- ・高等教育機関の公開講座等との連携を図り、住民が学習する機会拡大に努めます。【再掲1-(3)】

| 事業・取組名 | 担当課 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|----------|--|
| 教育企画費 | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組みを行う。【再掲6(2)①】 |
| 外部人財活用事業 | 高等学校課 | 地域社会と連携した高等学校教育を推進するため、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する一般の社会人や大学教員を、各教科の一部の領域を教授する講師として招聘する。【再掲2(1)④】 |
| 地域を担う人財育成事業 | 高等学校課 | 経済・産業構造や就業構造の変化及び産業界のニーズにあった担い手育成に向け、具体的な施策の立案や教育プログラムを実施するために、産業界と学校のネットワークを構築し、早期離職防止対策などを検討する。活動成果発表会の開催により、専門高校の取組を各学校間で共有したり、専門高校の生徒を対象にした講座を鳥取大学と連携して開催し、切磋琢磨の機会とする。【再掲2(1)②】 |
| 高等教育機関の公開講座等との連携による、住民の学習機会の拡大 | 図書館 | 大学とのタイアップによる講座（鳥取大学サイエンスアカデミー、鳥取環境大学公開講座）の実施や鳥取大学地域貢献事業への協力をを行う。【再掲1(3)⑦】 |
| 未来につながるものづくり支援事業 | 教育・学術振興課 | 教えられた手順を理解し実行することに加えて、試行錯誤と実体験に裏打ちされた「考える力」「判断力」「技能」を身につけ、自分で作ったものが、どのように企業や社会に役立つかを見通すことができる、ものづくり人材の育成を目指し、持続可能な育成システムの検討を行う。また、具体的な育成事業として、中・高校生を対象に従来の研修と異なる、あえて試行錯誤させる研修を実施し、生徒の理科、科学・技術への興味関心、能力を高め、理工系への進学や県内製造業への人材輩出に寄与する。【再掲2(1)⑥】 |
| 公立大学法人鳥取環境大学運営費交付金 | 教育・学術振興課 | 公立大学法人鳥取環境大学が行う教育研究や地域貢献活動等の運営経費の一部について交付金を交付する。 |
| 高等教育機関等支援事業 | 教育・学術振興課 | 県内の高等教育機関等が取り組む学術研究及び技術開発、知的創造力をもった人材の育成を支援することで、本県の知的基盤の強化と次代の地域産業を担う「人財」の育成を推進する。 |

【参考】数値目標一覧

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| ▽心とからだいきいきキャンペーンの保護者認知（実施）率 | 41.3% (小中高特) | 71.2% (幼保のみ) | 68.6% (幼保のみ) | 64.3% (幼保のみ) | | 100% |
| ▽自治会単位の「人権学習会（小地域懇談会）」実施市町村 | 18市町村 | 19市町村 | 19市町村 | 18市町 | 18市町 H25年1月現在 | 全市町村 (19市町村) |
| ▽「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数 | 184社 36.8% | 253社 50.6% | 416社 83.2% | 533社 106.6% | 556社 111.2% | 500社 H25.2月現在 |
| ▽学校支援ボランティア事業実施市町村 ※（ ）は「学校支援地域本部」設置数（内数） | 2市町村 (2箇所) | 5市町村 (5箇所) | 7市町村 (7箇所) | 12市町村 (6箇所) | 15市町村 (7箇所) | 16市町村 |
| ▽「放課後子ども教室」設置市町村数 | 9市町村 | 10市町村 | 11市町村 | 11市町村 | 11市町村 | 14市町村 |
| ・〔東部地区〕学社連携の取組を行う公民館数 | 2館 | 4館 | 6館 | 8館 | 10館 | 10館 |
| ・〔中部地区〕学社連携推進モデル地域の指定 | — | 3市町 60% | 3市町 60% | 3市町 60% | 5市町 100% | 各市町5地域 |
| ・〔西部地区〕学校・家庭・地域が連携した取組を実施している市町村実施率 | — | 5市町村 56% | 9市町村 100% | 9市町村 100% | 9市町村 100% | 継続 |
| ・〔西部地区〕子どもを中心とした地域の教育力の向上に向けた具体的な取組を実施している市町村実施率 | — | 5市町村 56% | 9市町村 100% | 9市町村 100% | 9市町村 100% | 継続 |
| ▽「とっとりマスター」認定者数 | 1人 | 4人 | 6人 | 9人 | 10人 H25.1.7現在 | 10人 |
| ▽県立博物館の入館者数(6.1万人:H19) | 8.3万人 | 6.7万人 | 9.4万人 | 9.9万人 | 9.6万人 H25年1月現在 | 継続 |
| ▽公立図書館の個人貸出冊数 (人口一人当たり) (4.65冊:H19) | 4.8冊 (28位) | 5.0冊 (28位) | 5.1冊 (26位) | 5.3冊 (未詳) | | 5.5冊 (全国15位以内) |
| ・船上山少年自然の家利用者数 ・船上山少年自然の家利用団体数 ・船上山少年自然の家目標十分達成率 | 27,628人 321団体 65% | 27,154人 339団体 65% | 27,674人 323団体 58% | 26,147人 291団体 63% | 22,694人 226団体 73% H25年1月現在 | 27,000人 300団体 62% |
| ・大山青年の家利用者数（幼児） | 1,537人 | 2,052人 | 2,192人 | 2,295人 | 2,361人 H25.2月現在 | 2,000人 |

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|--|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| ▽大学・短大等進学率(43.9%:H19年) | 43.6% | 43.6% | 45.0% | 43.9% | 43.3% | 50.0%(H30) |
| ▽学校以外で平日60分以上学習(宿題や予習復習)している児童生徒の割合 | 小学6年 52.6% 中学3年 64.0% | 56.3% 61.8% | 57.5% 65.6% | ※3 × ※3 × | 58.2% 67.5% | 60% 70% |
| ▽学力の二極化の傾向の解消(全国学力・学習状況調査及び高校入試結果で評価) | 二極化傾向 有り | 二極化傾向 有り | 二極化傾向 有り | 二極化傾向 有り (高校入試) | 二極化傾 向有り (高校入試) | 二極化の解消 |
| ▽(小中)将来の夢や目標を持つている児童生徒の増加(全国学力・学習状況調査) | 小学6年 81.2% 中学3年 69.5% | 84.7% 69.1% | 85.9% 68.9% | ※3 × ※3 × | 84.8% 71.7% | 対前年増 対前年増 |
| (高校)進路実現のため目標に向かって努力している生徒の増加(高校生アンケート) | 高校2年 45.2% | ※1 ー | 47.3% | ※1 ー | | 対前年増 |
| ▽(小中)国語、算数(数学)の勉強は好きだという項目の肯定的な回答の平均値の増加(全国学力・学習状況調査で評価) | 小学6年 59.8% 中学3年 51.5% | 62.0% 53.2% | 61.6% 53.4% | ※3 × ※3 × | 63.8% 52.7% | 対前年増 対前年増 |
| (高校)学ぶ意欲・態度に関する項目の肯定的な回答の増加(高校生アンケート) | 高校2年 38.4% | ※1 ー | 38.2% | ※1 ー | | 対前年増 |
| ・〔東部地区〕総合的な学習の時間のカリキュラムの作成率 | 小40% 中30% | 小80% 中60% | 小100% 中70% | 小100% 中90% | 小100% 中100% | 継続 |
| ・〔東部地区〕外国語活動のカリキュラムの作成率 | 20% | 80% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| ▽小中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況(全て又は一部の学校で実施) | 小学校:99.3%(H19) 中学校:100%(H19) | 100% 100% | 99.3% 93.3% | 95.7% 98.3% | 100% 96.7% | 継続 |
| ▽一斉読書の実施率 *高校は一斉読書の実施率 | 小学校 中学校 高 校 | 94.6% 95.0% 45.8% | 97.0% 94.0% 55.0% | 97.0% 95.0% 87.5% | ※4 ー ※4 ー 87.5% | 100% 100% 60% |
| ▽1日に全く読書をしない児童生徒 | 小学6年 中学3年 | 16.7% 30.8% | 15.8% 31.3% | 15.5% 29.3% | ※3 × ※3 × | 16.7% 28.7% |
| ▽児童生徒が文化芸術に触れる機会を持つよう努める⇒2年に1回以上(現状71.8%(H18及び19に文化芸術に触れた学校の割合)) | ー | 小88% 中82% | ー | 小97.8% 中83.3% | | 100% ※2学校における鑑賞教室等に関する実態調査(H19) |
| ▽小・中学校とも不登校の出現率の減 | | | | | | |
| H19 不登校出現率 | 小学校0.43% 中学校2.53% 高 校1.52% | 小0.40% 中2.46% 高1.44% | 小0.36% 中2.83% 高1.55% | 小0.33% 中3.14% 高1.61% | 小0.34% 中2.87% 高1.83% | 全国平均を下回るとともに、限りなく0に近づける |
| ・〔東部地区〕不登校児童生徒への組織的対応が十分できた学校の割合 | 60% | 80% | 85% | 90% | 100% | 100%(自己評価) |

※1高校生アンケートは2年に1回実施のため、実績は隔年調査。

※2学校における鑑賞教室等に関する実態調査は5年に1回の調査のため、H21実績からの「学校教育成果と課題」で実態を把握した。H22は未調査。H23は「学校教育実施状況調査」から。

※3「×」はH23全国学力・学習状況調査が実施されなかつたため、データなし。

※4一斉読書の実施率は、小中学校のH20～H22は朝読書の実施率。H22から学校図書館現状調査が隔年実施となったため、H23のデータなし。

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|---|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| ▽体力調査結果を親世代(S53～57)の平均値に近づける | | | | | | |
| <50m走> 親世代S53～S57(平均) | | | 秒(%) | 秒(%) | | |
| 小5男 | 9.05秒(100%) | 9.28秒 | 9.36秒 | 9.36(97) | 9.27(97) | 9.44(96) |
| 小5女 | 9.26秒(100%) | 9.59秒 | 9.54秒 | 9.57(97) | 9.61(97) | 9.70(95) |
| 中2男 | 7.86秒(100%) | 8.01秒 | 7.92秒 | 7.93(99) | 7.93(99) | 7.86秒(100%) |
| 中2女 | 8.65秒(100%) | 8.80秒 | 8.70秒 | 8.83(98) | 8.78(98) | 8.65秒(100%) |
| <ボール投げ>親世代S53～S57(平均) | | | m(%) | m(%) | | |
| 小5男 | 31.0m(100%) | 27.41m | 25.67m | 26.00(84) | 25.88(83) | 24.09(78) |
| 小5女 | 17.6m(100%) | 15.27m | 14.92m | 15.37(88) | 15.01(85) | 14.19(80) |
| 中2男 | 22.3m(100%) | 21.69m | 20.94m | 20.92(93) | 20.85(93) | 20.92(94) |
| 中2女 | 14.5m(100%) | 13.35m | 13.84m | 13.35(92) | 13.12(90) | 13.00(89) |
| ▽校内性教育推進委員会設置率 | 小学校 | 43% | 46% | 51% | 56% | 100% |
| | 中学校 | 75% | 80% | 73% | 82% | 100% |
| | 高 校 | 100% | 100% | 96% | 100% | 継続 |
| | 特別支援学校 | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| ▽中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率 | 中学校 | 76.7% | 70% | 82% | 84% | 82% |
| | 高 校 | 83.3% | 85% | 79% | 83% | 79% |
| ▽「食に関する指導年間計画」の作成率 | 小学校 | 68% | 64% | 73% | 82% | 87% |
| | 中学校 | 48% | 37% | 44% | 45% | 52% |
| | 特別支援学校 | 33% | 29% | 44% | 44% | 55% |
| ▽朝食喫食率 | 小学5年 | 90.3% | 91.2% | 90.7% | 99.5% | 99.0% |
| | 中学2年 | 89.6% | 89.5% | 86.7% | 99.2% | 99.3% |
| | 高 校2年 | 79.8% | 84.6% | 81.2% | 96.5% | 97.3% |
| ▽学校給食用食材の県内産使用率 | | 54% | 57% | 62% | 66% | 60%以上で向上 |
| ▽栄養教諭の市町村への配置 | | 3町 | 9市町 | 11市町 | 16市町 | 16市町村 |
| ▽情報モラル教育の実施 | | | | | | |
| 小学校：61.5% (H19) | — % | 87.1% | 90.6% | 95.7% | | 100% |
| 中学校：80.0% (H19) | — % | 95.0% | 96.7% | 96.7% | | 100% |
| 高 校：100% (H19) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| ▽環境教育全体計画の作成及び改善 | | | | | | |
| 小学校：48.6% (H19) | 54.6% | 58.3% | 60.4% | 61.2% | | 100% |
| 中学校：35.0% (H19) | 38.3% | 31.7% | 40.0% | 41.7% | | 100% |
| ▽学校のT E A S II・III種(鳥取県版環境管理システム)取得の促進 小中学校=III種、高・特=II種 | | | | | | |
| 小学校：12.2% (H19) | 11.4% | 13.7% | 15.1% | 15.1% | | 25% |
| 中学校：15.0% (H19) | 13.3% | 15.0% | 18.3% | 15.0% | | 30% |
| 高 校：41.7% (H19) | 54.2% | 62.5% | 70.8% | 91.7% | 100% | 継続 |
| 特別支援学校：28.6% (H19) | 57.1% | 100% | 100% | 100% | | 継続 |

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|--|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 全国学力学習状況調査質問紙調査より | | | | | | |
| ▽「新聞やテレビのニュースなどに关心を持つ児童生徒の増加」 | 小学6年 61.0% 中学3年 63.1% | 65.1% 66.4% | 64.0% 63.1% | ※3 × ※3 × | 63.5% 64.8% | 肯定的な回答率の増加 |
| ▽「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある児童生徒の増加」 | 小学6年 43.4% 中学3年 20.6% | 43.4% 21.6% | — — | ※3 × ※3 × | — — | 肯定的な回答率の増加(H22・24調査なし) |
| ▽「人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の増加」 | 小学6年 93.0% 中学3年 90.5% | 93.3% 90.9% | 95.3% 92.7% | ※3 × ※3 × | 94.5% 94.6% | 肯定的な回答率の増加 |
| ▽「人が困っているとき、進んで助ける児童生徒の増加」 | 小学6年 77.5% 中学3年 71.7% | 81.3% 71.0% | 82.4% 73.6% | ※3 × ※3 × | — — | 肯定的な回答率の増加(H24調査なし) |
| ▽「今住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の増加」 | 小学6年 74.8% 中学3年 43.5% | 76.1% 43.7% | 76.1% 43.9% | ※3 × ※3 × | 77.9% 44.6% | 肯定的な回答率の増加 |
| ▽小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施 | 3市町村 | 6市町村 | 8市町村 | 11市町村 | 15市町村 | 全市町村 (19市町村) |
| ▽幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定 | ※5 — | ※5 — | ※5 — | 79.1% | | 全ての小学校区で実施 |
| ▽「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」の作成と小学校への送付（平成22年度以降に就学する児童から対象） | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| ▽認定こども園の設置 | 0施設 | 0施設 | 0施設 | 4施設 | 11施設 | 9施設(H26) |
| ▽個別の教育支援計画の作成(H20公立幼・小・中・高) | 27.3% | 58.6% | 75.2% | 80.3% | | 80% |
| ▽個別の指導計画の作成(H20公立幼・小・中・高) | 84.9% | 89.4% | 90.2% | 95.3% | | 100% |
| ▽特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職希望者の就職率の向上（H19:50%） (特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率の向上(H19:17.5%)) | 71.4% 28.0% | 70.8% 30.1% | 79.1% 28.3% | 88.9% 42.5% | | 75%以上 30%以上 |
| ▽特別支援学校教職員の該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上 | 79.0% | 78.0% | 74.3% | 71.7% | | 90%以上 |
| ▽特別支援学級教員の該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上 | 38.0% | 39.5% | 41.2% | 38.7% | 40.8% | 40%以上 |

※5「幼稚園、保育所、小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定」のH20、21、22実績については、未調査であり、H23実績からは「学校教育実施状況調査」で実態を把握する。

※3「×」はH23全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、データなし。

3 学校教育を支える教育環境の充実

| 【数値目標（平成25年度）】 | | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|---|---------------|---------------|------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| ▽学校評議員制度(類似制度を含む)の設置率 | | | | | | | |
| 〈H19末〉 幼稚園 | 44.4% | 6園 66.7% | 7園 77.8% | 7園 ※6 87.5% | 7園 100% | 7園 100% | 継続 |
| 小学校 | 95.3% | 141校 95.3% | 136校 ※6 97.8% | 138校 99.3% | 138校 99.3% | 134校 100% | 継続 |
| 中学校 | 93.3% | 58校 96.7% | 58校 96.7% | 59校 98.3% | 59校 98.3% | 60校 100% | 継続 |
| 高 校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| 特別支援学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| 学校評価制度 | | | | | | | |
| ▽自己評価 | | | | | | | |
| 実施率 | 幼稚園 | 75 % | 100% | 100% | 87.5% | 100% | 100% |
| 〈H18末〉 小学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| 中学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| 県立学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| 公表率 | 幼稚園 | 33.3% | 100% | 100% | 87.5% | 85.7% | 100% |
| 〈H18末〉 小学校 | 33.8% | 100% | 100% | 100% | 97.8% | 100% | 100% |
| 中学校 | 14.8% | 100% | 100% | 100% | 96.7% | 100% | 100% |
| 県立学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| ▽学校関係者評価 | | | | | | | |
| 実施率 | 幼稚園 | 0% | 33% | 67% | 87.5% | 100% | 100% |
| 〈H18末〉 小学校 | 50.9% | 87% | 89% | 92.9% | 95.7% | 100% | 100% |
| 中学校 | 42.6% | 80% | 90% | 88.3% | 93.3% | 100% | 100% |
| 県立学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| 公表率 | 幼稚園 | 0% | 33% | 56% | 75.0% | 71.4% | 100% |
| 〈H18末〉 小学校 | 36.3% | 57% | 57% | 60.7% | 78.6% | 100% | 100% |
| 中学校 | 23.1% | 50% | 55% | 63.3% | 66.1% | 100% | 100% |
| 県立学校 | 100 % | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| ・精神疾患による休職者数の出現率は全国平均を下回るとともに休職者数は19年度の50%減とする(H19:37人) | | 100 % 37人 | 105% 39人 | 84% 31人 | 105% 39人 | | 50%減 19人減 |
| ・〔東部地区〕「学ぶ意欲の向上」の取組推進学校数 | | 6校 | 11校 | 16校 | 24校 | 30校 | 20校 |
| 〔西部地区〕・セミナーごとの学校参加率 ・研修内容を学校経営や校内研究等で活用している研修成果率(セミナー後の追跡調査及び学校訪問等での聞き取りを実施) | | 20% | 20% | 19% | ※7 - | ※7 - | ※7 - |
| | | 50% | 50% | 32% | ※7 - | ※7 - | ※7 - |
| ▽公立学校の耐震化率の向上 | | | | | | | |
| 高校 | 47.0% (H20.4) | 50.6% | 53.6% | 68.8% | 78.1% | | 90% |
| 特別支援学校 | 82.6% (H20.4) | 84.8% | 97.8% | 100% | 100% | | 継続 |
| 小中学校 | 58.7% (H20.4) | 62.9% | 65.7% | 72.1% | 76.3% | | 80% |
| 幼稚園 | 55.6% (H20.4) | 55.6% | 66.7% | 50.0% | 100% | | 継続 |
| ▽小学校での学校地域安全マップ作成率 | | 82% | 76% | 81% | 89% | 95% | 90% |
| ・学校安全に関するマニュアルの作成率 | 小学校 | 92.7% | 85.0% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| | 中学校 | 80.3% | 80.0% | 95% | 100% | 100% | 継続 |
| | 高 校 | 95.8% | 80.8% | 100% | 100% | 100% | 継続 |
| | 特別支援学校 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 継続 |

※6 「学校評議員制度(類似制度を含む)の設置率」に係る小学校のH21実績については、分母となる学校が減ったことと新規に設置した学校が増えたこと等により、H20より設置率が増加している。また、幼稚園のH22実績についてはH21実績と同数であるが、分母となる学校が減ったことにより、H21より設置率が増加している。

※7 「-」はH23より研修の対象者等を変更して実施しているため、データなし。

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|---|------------|------------|------------|------------|---------------------|--------------|
| ・修学資金の支援(奨学資金の貸与財源の一部となる返還未収金の徴収に取り組み、収納額の向上を図る。奨学資金収納額4.9億円) | 3.2億 | 3.7億 | 4.2億 | 4.6億 | 4.1億円 H25.2.20現在 | 4.9億 |
| ・私立中・高等学校（7校）の学校関係者評価実施率 | 71.4% | 85.7% | 85.7% | 85.7% | 100% | 継続 |
| ・私立幼稚園（28園）における学校関係者評価の実施率 | 0% | 39.3% | 35.7% | 35.7% | | 100% |

4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|--------------|
| ▽県指定文化財の新規指定件数 | 3件 | 4件 | 12件 | 7件 | 1件 | 合計15件 |
| ・若木晚田遺跡来場者数 | 人 31,895 | 人 26,211 | 人 38,198 | 人 35,125 | 人 30,455 H25.1月末現在 | ※ 50,000人 |
| ・青谷上寺地遺跡展示館来場者数 | 人 10,321 | 人 8,195 | 人 7,465 | 人 7,886 | 人 6,985 H25.1月末現在 | 20,000人 |

※史跡等総合整備活用推進事業が終了するH24から年間5万人を目指す。

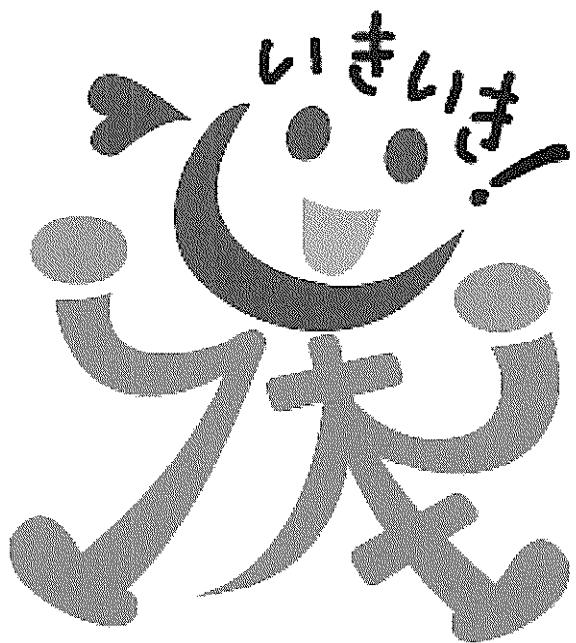
5 スポーツの振興

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|----------------------|
| ▽総合型地域スポーツクラブの設置 | 旧20市町村 52% | 旧21市町村 54% | 旧22市町村 57% | 旧22市町村 57% | | 旧39市町村 100% (H28) |
| ▽県民（成人）の運動・スポーツ実施率 平成16年度実績(44.3%) | 直近調査 はH16 | 51.7% | 直近調査 はH21 | 直近調査 はH21 | | 60%以上 |
| ▽国民体育大会 | 46位 | 47位 | 46位 | 44位 | 44位 | 40位台前半 |

6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

| 【数値目標（平成25年度）】 | 20 (実績) | 21 (実績) | 22 (実績) | 23 (実績) | 24 (実績) | 25 (最終目標) |
|-----------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ▽「鳥取県教育振興基本計画」数値目標達成率 | — | 26.7% | 29.9% | 37.4% | | 100% |
| ▽市町村教育委員会の「指導主事」配置率 | 89% (17市町村) | 89% (17市町村) | 100% (19市町村) | 100% (19市町村) | 100% (19市町村) | 全市町村 (19市町村) |

～心(こころ)とからだいきいきキャンペーン～



はじめよう！明日につながる生活リズム

【鳥取県教育振興基本計画、アクションプランに関するご意見・お問合せ先】
鳥取県教育委員会事務局 教育総務課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地
電話 0857-26-7914
FAX 0857-26-8185
Eメール kyouikusoumu@pref.tottori.jp

【鳥取県教育振興基本計画に関するホームページアドレス】
<http://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku>